

1. 人権に関する総合計画(分野別取組)

資料3(参考資料1)  
概要は会議資料3に記載

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名(H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名(総合計画事業名)	事務事業評価	個別評価	R4年度取組結果	成果	課題
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	5 ひとり親世帯への支援	・ 福祉医療費助成制度	・ 母子家庭等への医療費自己負担金の助成を行う。	保険年金課	福祉医療給付事業	B		他課との連携により、新たに対象となる方に申請漏れがないよう、該当者への申請勧奨を行い制度周知に努めた。	母子家庭等の医療費負担を軽減することにより、対象者の生活の悩みや不安の解消の一助となった。	本人申請により受給券を交付する制度であることから、対象となる可能性がある方への案内に努めているが、申請漏れや、受給者であっても更新忘れなどがある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	5 ひとり親世帯への支援	・ 福祉医療費助成制度	・ 母子家庭等への医療費自己負担金の助成を行う。	保険年金課	福祉医療給付事業(市単)	B		他課との連携により、新たに対象となる方に申請漏れがないよう、該当者への申請勧奨を行い制度周知に努めた。	母子家庭等の医療費負担を軽減することにより、対象者の生活の悩みや不安の解消の一助となった。	本人申請により受給券を交付する制度であることから、対象となる可能性がある方への案内に努めているが、申請漏れや、受給者であっても更新忘れなどがある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	2 相談・支援	2 子育てや介護、家庭での人間関係等の不安や悩みの相談	・ 男女の悩みごと相談窓口事業	・ 男女の悩みごと相談窓口の開設を開設する。	人権推進課	人権文化醸成事業	B		男女の悩みごと相談窓口を開設し、夫婦間、家庭での人間関係等の不安や心の悩みに関する相談対応を行った。(関連相談件数:37件(女性分抽出))	相談者の話を傾聴し、内容から滋賀県立男女共同参画センターや滋賀弁護士会等の専門機関と連携し、紹介することにより、相談者の不安や悩みの解消に繋がった。	中高年男性の心の悩みの相談が増加し、毎回傾聴するだけで具体的な対応ができないケースがある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	2 相談・支援	3 職場での不安や悩み等の相談	・ 男女の悩みごと相談窓口事業	・ 男女の悩みごと相談窓口の開設を開設する。	人権推進課	人権文化醸成事業	B		男女の悩みごと相談窓口を開設し、職場での人間関係等の不安や悩みに関する相談対応を行った。(関連相談件数:1件(女性分抽出))	相談者の話を傾聴することにより、相談者の不安や悩みの解消に繋がった。	相談員が男性のため、女性が相談しにくいケースがあった。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	5 ひとり親世帯への支援	・ 学習支援事業「学んでいコウカ」	・ 生活困窮世帯等支援が必要な家庭の子どもたちを対象として実施している学習支援事業「学んでいコウカ」にてひとり親世帯の子どもの受入れも行う。	生活支援課	学習支援事業	A		9つの教室を開催し、「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」による将来の生活困窮の解消を図れるよう実施した。参加登録人数:68人(ひとり親家庭の割合:75%)	教室への送迎、食事の提供などにより参加する子どもたちにとっての「居場所」となっている。また、夏休み期間中に、宿題や課題に取り組む学習支援臨時教室を2日間行った。支援が必要と思われる家庭に訪宅を行った。	支援が必要な子どもが参加できるように関係機関との連携が必要である。また、保護者と支援員の関係づくりのため訪宅もしているが、保護者と会えない家庭へのアプローチが課題となっている。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	1 男女が共に仕事と家庭を両立するための社会システムの構築(保育園・放課後児童クラブ等)	・ 放課後児童クラブ事業	・ 仕事等の理由により、家庭で児童をみることができない保護者に対し、放課後の保育を実施する。	子育て政策課	放課後児童クラブ支援事業	B		放課後及び長期休暇時において、仕事等の理由により保護者が監護できない児童を対象に児童クラブの運営を行った。(市内19か所)	施設の修繕等の実施、児童クラブに従事する支援員の資質向上を図るなど、保育環境の充実を図ったことにより、安全・安心な利用につながった。	利用者の増加に対応するための施設整備と併せて、多様化する保護者のニーズに合わせた児童クラブの運営をしていく必要がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	1 男女が共に仕事と家庭を両立するための社会システムの構築(保育園・放課後児童クラブ等)	・ 放課後児童クラブ事業	・ 仕事等の理由により、家庭で児童をみることができない保護者に対し、放課後の保育を実施する。	子育て政策課	民設民営児童クラブ助成事業	B		市内2か所の民設民営の児童クラブに対して運営費の助成を行った。	2か所の民設民営児童クラブの設置により、待機児童を解消し、子育て世代の就労支援につながった。	多様な保護者ニーズに添えていくためにも、民設民営児童クラブを積極的に導入をしたいが、施設等の条件等で、応募される事業者がない。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	1 男女が共に仕事と家庭を両立するための社会システムの構築(保育園・放課後児童クラブ等)	・ 放課後児童クラブ事業	・ 仕事等の理由により、家庭で児童をみることができない保護者に対し、放課後の保育を実施する。	子育て政策課	各児童クラブ指定管理事業	A		指定管理者に委託を行い、市内17か所の児童クラブの管理・運営を行った。	保護者の就労する時間帯(放課後及び長期休暇中)に児童を見守ることにより、子育て世代の就労支援につながった。	支援員の確保や資質向上など、増加する利用者や保護者のニーズへの対応を検討していく必要がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	2 男性の家事・育児・介護等への参画の推進	・ 地域子育て支援センター事業	・ 子育て支援センターで、父親の育児参加を促すひろば等の事業を実施する。	子育て政策課	各子育て支援センター運営事業	B		「おとうさんとオープンルーム」の開催。R3年度より回数を増やした。	3か所の子育て支援センターで「おとうさんとオープンルーム」を13回開催した。父親にターゲットを絞り、参加しやすくなった。	父親の子育て支援センターの利用が少ない。父親向けの子育て講座が実施できていない。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	5 ひとり親世帯への支援	・ 児童扶養手当の支給	・ 児童扶養手当を支給する。	子育て政策課	児童扶養手当支給事業	A		死別や離婚等により、ひとり親となった家庭の親、父または母と生計を同一にしていな児童の養育者や、父または母に重度の障がいがある児童の父または母に対し、児童扶養手当を支給した。	経済的な支援や安定に寄与することができた。	離婚時や未婚で出産時、死別等新たに要件を満たした時の制度説明やホームページ等の広報により、周知徹底が必要。他の部署と連携して案内の対象者を見逃さないようにする。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	5 ひとり親世帯への支援	・ 母子父子自立支援員の配置	・ 母子父子自立支援員の配置する。	子育て政策課	ひとり親家庭一般事務	A		ひとり親家庭等を対象に生活相談や就労支援、貸付事業などを行う自立支援員の配置及び自立や生活の安定のための総合的な支援を行った。	ひとり親家庭等の自立や生活の安定のための総合的な支援を行うことができた。	身近に協力してくれる人が少ない相談者が多い。相談できる人として支援員等についての周知が必要。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	5 ひとり親世帯への支援	・ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 ・ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 ・ ひとり親家庭入学支度金	・ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金を給付する。 ・ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金を給付する。 ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を給付する。 ・ ひとり親家庭入学支度金を給付する。	子育て政策課	ひとり親家庭支援事業	B		ひとり親家庭の自立支援に向けた各種制度の周知及び利用を促進した。経済的に安定した生活のための就労に向けた給付金支給を行った。また、養育費の確保に係る費用を一部補助した。(R4年度実績 高等職業訓練促進給付金3名、自立支援教育訓練給付金0名 ひとり親家庭入学支度金小学生44件、中学生60件 養育費等支援事業補助金2件)	ひとり親家庭等の生活向上、自立を促進することができた。	将来の自立に向けた支援が必要。養育費の確保のための働きかけや就労に向けた給付金制度等を有効に使えるように周知方法を工夫する。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	1 男女が共に仕事と家庭を両立するための社会システムの構築(保育園・放課後児童クラブ等)	・ 早朝長時間保育 ・ 一時預り保育 ・ 休日保育	・ 保護者の多様な保育ニーズに応えるため特別保育を行う。	保育幼稚園課	各私立園運営補助事業	B		令和4年4月1日現在で、水口北(185人)・柏木(153人)・こうなん(36人)・甲南のぞみ(151人)・明照(79人)・貴生川認定(140人)・このつす園(190人)・水口幼稚園(30人)計964人の園児の受入れができた。	利用園児の保育環境の充実、社会福祉法人等の経営内容の健全化及び安定化、加えて保護者の負担軽減に繋がった。	各私立園に勤務する保育士の業務負担軽減と保護者の負担軽減を両方図れるような事業を行う必要がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	3 地域、防災、働く場など、さまざまな分野における女性の参画推進	・ イクボスの推進	・ 事業所におけるイクボスを推進する。	商工労政課	ワーク・ライフ・バランス推進事業	B		ワーク・ライフ・バランス推進事業で市内企業を対象にキックオフ講演会、イクボスKOKAネットワークセミナーを実施した。	・キックオフ講演会に市内企業から延べ33社、イクボスKOKAネットワークセミナーに9社が参加し、事業間交流の場を提供することができた。 ・地域連携事業では、企業・地域が意見交換を行い、いわがみのつながりの日で4社が参加し、地域課題の解決の一助となった。 イクボス宣言企業:103社(累計) イクボスKOKAネットワーク企業:13社(累計)	イクボスKOKAネットワークを中心に学校・地域と連携し、それぞれの課題解決に向けた具体的な取組みを行うとともに、ネットワーク参加企業の拡大を図る。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R4年度取組結果	成果	課題
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されることなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	地域、防災、働く場など、さまざまな分野における女性の参画推進	・女性の資格取得企業支援事業補助金	・女性従業員のキャリアアップを支援する事業所に、資格取得にかかる経費を補助する。	商工労政課	女性の起業・キャリアアップ支援事業	B		・女性の資格取得企業支援事業補助金事業制度内容の検証を行い、より利用しやすくなるよう一部改正を行った。 ・補助金の額をイクボス宣言企業等の認証企業は3分の2に引き上げた。 ・昨年度の交付対象の事後調査と企業向けアンケートを実施し、効果の検証を行った。	・女性の資格取得企業支援事業補助金：交付決定13社	利用しやすい制度設計の検討と制度の一部改正の内容の周知と利用促進が必要である。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されることなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	4 起業、復職への支援	・マザーズ就労相談事業 ・女性のための再就職フェア	・キャリアカウンセラーによる託児付きカウンセリングを行う。 ・市内企業との合同就職面接会を実施する。	商工労政課	女性のための就労支援事業	B		・マザーズ就労相談 働きたい女性を対象とした託児付きのハローワーク甲賀の出張相談を実施した。 ・女性活躍推進のためのお仕事フェア 働きたい女性を対象とした託児付きの合同就職面接会を実施した。	・マザーズ就労相談では、11人が参加し、4人が就労に結び付いた。 ・女性活躍推進のためのお仕事フェアでは、32人が参加し、7人が就労に結び付いた。	相談、合同就職面接会を開催するとともに、女性自身のデジタルスキルなどの能力開発も必要である。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されることなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	4 起業、復職への支援	・女性のチャレンジショップ ・女性の専門職資格取得助成事業補助金	・創業をめざす女性に、実践の中でノウハウを学ぶための模擬出店の機会を提供する。 ・子育て中の女性が資格取得に要する費用の一部を補助する。	商工労政課	女性の起業・キャリアアップ支援事業	B		・女性の起業・キャリアアップ支援事業 オンライン起業相談では、市内で起業をめざす、または起業している女性を対象に女性専門家による個別相談を実施した。 ・キャリアアップシンポジウムでは、女性起業家によるセミナー、市内女性起業家と市内企業の女性管理職によるトークセッションと交流会を実施した。 ・女性の専門職資格取得助成事業 制度内容の検証を行い、より利用しやすくなるよう一部改正を行った。 ・昨年度の交付対象の事後調査と企業向けアンケートを実施し、効果の検証を行った。 ・補助金額を補助対象経費の2/3、ただしひとり親家庭は全額で年度上限額を8万円に引上げた。	・女性の起業・キャリアアップ支援事業 ・女性のビジネスプラン発表会では、シェア会の参加者から10人が、多くの観客の前で自らのビジネスプランの発表を行い、起業に向けてのモチベーションアップを図ることができた。(観覧者数：41人) ・女性の専門職資格取得助成事業：交付決定8人	・起業段階に寄り添った伴走支援が必要である。また、学び、繋がる場として「KOKA-COMACHI」の定期的な開催を検討する必要がある。 ・制度の一部改正の内容の周知と利用促進が必要である。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されることなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	1 男女が共に仕事と家庭を両立するための社会システムの構築 (保育園・放課後児童クラブ等)	・公民館事業(夢の学習、あそびのひろば) ・土曜学習事業	・地域の指導者による昔の遊び、おやつ作り、宿題応援などを実施する。子どもの居場所づくりに繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	A		子育て支援事業として、生活文化活動、自然体験活動、伝統文化親子教室事業など、合計526回実施した。	引き続きコロナ禍であったが、感染対策を取りながら、目標回数の30回以上を大きく上回った。	親子のふれあいの場に必要の備品調達、発達段階に応じた学習講座の提供など。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されることなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	2 男性の家事・育児・介護等への参画の推進	・親子自然体験活動事業	・就学未満の子どもと親が参加するキャンプ事業を実施し、男性の育児参加を促す。	社会教育スポーツ課	自然体験活動推進事業	B		未就学児や小学校低学年児童が親子で参加する「親子デイキャンプ」を実施し、男性の育児参加を促した。	「親子デイキャンプ」を実施することで、親子や夫婦の絆が深まり、男性の育児参加への意欲を高めることができた。	「親子デイキャンプ」は、毎回人気があり、参加申込数は98組343人であった。多くの方が参加できなかった現状を踏まえながら今後の事業計画を考える必要がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されることなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	5 ひとり親世帯への支援	・公民館事業(夢の学習、あそびのひろば) ・土曜学習事業	・地域の指導者による昔の遊び、おやつ作り、宿題応援などを実施する。子どもの居場所づくりに繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	A		子育て支援事業として、生活文化活動、自然体験活動、伝統文化親子教室事業など、合計526回実施した。	引き続きコロナ禍であったが、感染対策を取りながら、目標回数の30回以上を大きく上回った。	親子のふれあいの場に必要の備品調達、発達段階に応じた学習講座の提供など。
1 女性	2 ジェンダー意識改革のための啓発	1 教育・啓発	1 男女共同参画推進の教育・啓発	・男女共同参画推進事業	・「第2次甲賀市男女共同参画計画(甲賀市女性活躍推進計画)」の周知を行う。 ・出前講座の実施をする。 ・各種週間、月間の周知を行う。	商工労政課	男女共同参画推進事業	B		・家庭児童相談室と連携し、成人式参加者にデートDV防止に関するリーフレットを配布し、啓発を行った。	成人式参加者に啓発ができた。(968人)	若年層へのDVやデートDVについて周知が必要である。
1 女性	2 ジェンダー意識改革のための啓発	1 教育・啓発	2 固定的な性別役割分担意識の解消	・男女共同参画推進事業	・「第2甲賀市男女共同参画計画(甲賀市女性活躍推進計画)」の周知を行う。 ・出前講座の実施をする。 ・各種週間、月間の周知を行う。	商工労政課	男女共同参画推進事業	B		・新就業者激励会では、ワーク・ライフ・バランスをテーマに会場参加とオンラインのハイブリットで開催した。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、出前講座の開催する機会がなかった。	・企業訪問を通じて、男女共同参画を推進する条例のリーフレットを市内企業には配布し、啓発を行った。(216社) ・新就業者人権研修を実施し、221人が参加した。	条例・計画の周知とともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた継続的な啓発が必要である。
1 女性	2 ジェンダー意識改革のための啓発	1 教育・啓発	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	・イクボスの推進	・事業所へワーク・ライフ・バランスを推進する	商工労政課	ワーク・ライフ・バランス推進事業	B		・新就業者激励会では、ワーク・ライフ・バランスをテーマに会場参加とオンラインのハイブリットで開催した。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、出前講座の開催する機会がなかった。	・企業訪問を通じて、男女共同参画を推進する条例のリーフレットを市内企業には配布し、啓発を行った。(216社) ・新就業者人権研修を実施し、221人が参加した。	条例・計画の周知とともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた継続的な啓発が必要である。
1 女性	3 DV等の暴力に対する啓発と予防	1 教育・啓発	3 DV、デートDVの予防教育・啓発	・甲賀市配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画に基づく啓発事業	・セミナーの開催を実施する。 ・市内高等学校対象「デートDV予防啓発・発出前授業」を実施する。 ・成人式等における啓発物品の配布を行う。	家庭児童相談室	DV防止支援事業	B		虐待の出前講座にてDVの周知を実施。 成人式にDVのチラシを配布。 広報紙およびホームページにてDVに関する啓発記事を掲載。	虐待での出前講座で1回DVの予防啓発を実施。 成人式にDVのチラシを配布。 11月の月間だけでなく常時DVに関する記事をホームページに掲載した。	DVに対する正しい知識の認識とDVの相談をしたいと思った時の相談先の周知を行う必要がある。 デートDVに対する理解が、若年も周囲も低く周知の必要がある。 DVの相談に対する支援策が少ない。
1 女性	3 DV等の暴力に対する啓発と予防	1 教育・啓発	3 DV、デートDVの予防教育・啓発	・男女共同参画推進事業	・成人式等における啓発紙の配布を行う。	商工労政課	男女共同参画推進事業	B		・家庭児童相談室と連携し、成人式参加者にデートDV防止に関するリーフレットを配布し、啓発を行った。	成人式参加者に啓発ができた。(968人)	若年層へのDVやデートDVについて周知が必要である。
1 女性	4 被害者の相談支援環境の整備	2 相談・支援	1 DV、デートDVの被害者支援	・DV被害者の相談事業	・DV被害者の相談に対応する。	家庭児童相談室	DV防止支援事業	B		実37件(延べ112件)の相談対応を行った。 被害者の心身の状況を鑑みて、迅速な対応ができるように心掛けた。 地域で安心した生活が難しい場合は母子生活支援施設などを活用し、被害者が安心して生活できるよう環境を整えた。	被害者が安心して相談することができた。 県の女性相談、弁護士等を活用を行った。	法的な支援や避難後の生活の支援など専門的な支援ができるよう支援機関が必要。 使用できる相談機関、支援策も限られているため広く連携が必要。
2 子ども	1 子どもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	3 事業や制度	2 ひとり親世帯への支援	・福祉医療費助成制度	・母子、父子家庭等へ医療費自己負担金を助成する。	保険年金課	福祉医療給付事業	B		他課との連携により、新たに対象となる方に申請漏れがないよう、該当者への申請勧奨を行い制度周知に努めた。	母子家庭等の医療費負担を軽減することにより、対象者の生活の悩みや不安の解消の一助となった。	本人申請により受給券を交付する制度であることから、対象となる可能性がある方への案内に努めているが、申請漏れや、受給者であっても更新忘れなどがある。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R4年度取組結果	成果	課題
2 子 も	1 子どもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	3 事業や制度	2 ひとり親世帯への支援	・ 福祉医療費助成制度	・ 母子、父子家庭等へ医療費自己負担金を助成する。	保険年金課	福祉医療給付事業(市単)	B		他課との連携により、新たに対象となる方に申請漏れがないよう、該当者への申請勧奨を行い制度周知に努めた。	母子家庭等の医療費負担を軽減することにより、対象者の生活の悩みや不安の解消の一助となった。	本人申請により受給券を交付する制度であることから、対象となる可能性がある方への案内に努めているが、申請漏れや、受給者であっても更新忘れなどがある。
2 子 も	1 子どもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	1 教育・啓発	2 保護者への教育啓発の充実	・ 人権教育啓発事業	・ 保育園・幼稚園、小中学校の保護者に、学習機会を提供する。 ・ 保護者団体等人権・同和教育推進事業補助を実施する。	人権推進課	人権教育啓発事業	A		保護者団体等人権・同和教育推進事業補助の申請36件、中止2件、34件の事業に対して補助することができた。(R3は32件)	新型コロナウイルス感染症対策の影響で事業の実施が厳しい中、校園の工夫で本を使った啓発活動など行うことができた。	保護者啓発の実施数がコロナ前の数に届いていない。引き続き補助事業の告知を行い、実施数の増加をめざしたい。
2 子 も	1 子どもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	1 教育・啓発	1 子どもの現状と子育てに関する人権教育・啓発	・ 人権講座	・ 子育て支援センターでの人権教育に関する講座を開催する。	子育て政策課	各子育て支援センター運営事業	B		子育て講座や日々の相談の中で、子どもの人権を意識した対応をした。	子どもの虐待等の防止の啓発につながっている。	周知・啓発の方法を工夫する必要がある。
2 子 も	1 子どもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	2 相談・支援	4 子育てに関する相談・支援	・ 子育てコンシェルジュの配置	・ 子育てコンシェルジュを配置する。	子育て政策課	子育てコンシェルジュ事業	B		各センター1名のコンシェルジュを配置した。	コロナ禍で様々な制限がある中、コンシェルジュとして、子育て世代や地域とつながり役割ができた。	子育てコンシェルジュについて更に周知を図り、活動内容を工夫する必要がある。
2 子 も	1 子どもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	2 相談・支援	4 子育てに関する相談・支援	・ 子育てポータルサイトでの問い合わせ対応	・ 子育て情報発信ポータルサイトにおいてのコンシェルジュが問い合わせに対応する。	子育て政策課	子ども・子育て情報発信ポータルサイト事業	B		広報誌や子育て情報誌などLINEやこまあちねっとのQRコードを掲載した。	前年度からアクセス数(2倍)、登録者(1.4倍)、フォローが増加した。 アクセス数 平均・・・1565件/月 LINEお友達登録・・・1123人 インスタフォロー・・・786人	コンシェルジュへのお問合わせメールの利用が少ない。
2 子 も	1 子どもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	2 相談・支援	4 子育てに関する相談・支援	・ 養護相談事業	・ 養護相談を行う。	家庭児童相談室	児童家庭相談事業	A		新規相談が570件(うち児童虐待相談は398件)あり、訪問・面談・電話等での対応を行った。	訪問に行き、具体的な育児の仕方を知らせることで虐待予防につなげることができた。	相談件数は年々増加傾向にある。
2 子 も	1 子どもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	2 相談・支援	4 子育てに関する相談・支援	・ 育児支援家庭訪問事業	・ 育児の専門的な相談・助言を行う	家庭児童相談室	育児支援家庭訪問事業	B		育児支援の中で具体的ななかかわり方や声のかけ方などを伝えた。 利用者は多胎児(4件/10件)母の精神・知的障がい(4件/10件)が多い。	やって見せたり、真似てもらったりすることで、育児力の向上につながり、虐待予防につなげられた。	複雑な要因から養育力が低くなっている家庭もあり、困りごとや養育課題が変更となる場合がある。
2 子 も	1 子どもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	2 相談・支援	4 子育てに関する相談・支援	・ はじめまして親子広場(H29年度まで)	・ 子育ての先輩(ボランティア)を中心に赤ちゃんと遊んだり、子育てに関するフリートーク等を行う。	家庭児童相談室	家庭教育支援事業			平成29年度で終了		
2 子 も	1 子どもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	1 教育・啓発	2 保護者への教育啓発の充実	・ 家庭教育支援事業	・ 公民館で親子を対象とした講座を開催する。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	A		親子体験活動を975回実施した。(家庭教育支援事業1501回のうち、子育て支援事業と兼ねている526回を除く)	引き続きコロナ禍であったが、感染対策を取りながら親子活動を中心とした家庭教育支援や子育て支援を行った。	総合型地域スポーツクラブなど関係機関との連携。
2 子 も	2 家庭地域学校等が連携した施策の推進	3 事業や制度	3 家庭で放任されている子どもへの居場所づくりと支援	・ 夢の学習	・ 地域の指導者による昔の遊び、おやつ作り、宿題応援などを実施する。子どもの居場所づくりに繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	B		障がいのある子どもの対応、園や学校に通いにくい子どもの対応、保護者の休める場や語らいができる様々な居場所の創造として、13か所設置した。	引き続きコロナ禍であったが、感染対策を取りながら、子どもたちの居場所をつくった。	今までの概念にこだわることなく、柔軟な姿勢での取り組みが必要。
2 子 も	2 家庭地域学校等が連携した施策の推進	3 事業や制度	3 家庭で放任されている子どもへの居場所づくりと支援	・ 放課後子ども教室事業	・ 放課後等の学校外の活動拠点を設け、活動交流の場を提供する。	社会教育スポーツ課	放課後子ども教室事業	A		地域学校協働本部が市内小学校から4校に設置されたが、貴生川小学校では、学習習慣の確立と居場所づくりを目的「夕焼け教室」を毎週水曜日開催した。 また、夢の学習では、5教室188回行った。	「夕焼け教室」は5年目となり、民生児童委員やボランティアの方々で運営を行っている。また、月に1回体験活動でスポーツや作品作りも行うことができた。 夢の学習では、児童が安全安心にできる居場所を提供した。	放課後学習の必要性についての実態把握とともに、夢の学習、学校、地域、(自治振興会)との連携を図る必要がある。
2 子 も	3 児童虐待やいじめの防止に向けた教育・啓発	1 教育・啓発	3 児童虐待防止に向けた啓発	・ 児童虐待防止推進月間によるオレンジリボンキャンペーン	・ オレンジリボンキャラバン隊を受入れる。 ・ 街頭啓発などを行う。	家庭児童相談室	子ども家庭支援ネットワーク事業	A		・11月に市役所エントランスにてキャラバン隊の受け入れを行った。 ・11月の啓発月間に市内6か所のスーパーマーケット入口にて啓発ティッシュの配布を行った。	・キャラバン隊受け入れの様子はアイコムこうかで見られ多くの市民に周知できた。 ・虐待の相談窓口を書いた啓発ティッシュを500個配布することができ、相談窓口の周知ができた。	相談窓口の周知は広くできたが、実際に通告すればどのようになるかなどの詳しい内容の周知までには至っていない。
2 子 も	3 児童虐待やいじめの防止に向けた教育・啓発	1 教育・啓発	4 いじめ防止に向けた教育啓発	・ インターネット上のいじめ対策推進事業	・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するための事業に要する経費補助を行う。	学校教育課	子どものいじめ問題対策事業	A		いじめ問題対策委員会及びいじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの未然防止および事案対応について協議を行った。	いじめ等の生徒指導上の問題事案における未然防止や早期対応について、各校に伝達することができた。	各校における課題解決に向けた対応力の向上。
2 子 も	3 児童虐待やいじめの防止に向けた教育・啓発	1 教育・啓発	4 いじめ防止に向けた教育啓発	・ 公民館事業(夢の学習)	・ 「学び」を手法とした仲間づくりを進める。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	B		夢の学習で、「ゆめのHEYA事業」が立ち上がり、学校に行きづらい子どものための教室を、5教室で42回行った。	夢の学習で、子どもの学びの場として、中高生、大学生が教材づくりや指導者の役割の担う機会ができた。	学校に行きづらい子どもに関わるための平日の対応。
2 子 も	3 児童虐待やいじめの防止に向けた教育・啓発	1 教育・啓発	4 いじめ防止に向けた教育啓発	・ 自然体験活動推進事業	・ 「学び」を手法とした仲間づくりを進める。	社会教育スポーツ課	自然体験活動推進事業	B		未就学児や小学校低学年児童が親子で参加する「親子デイキャンプ」を実施し、「学び」「体験」をとおして家族や兄弟姉妹間の絆づくりを支援した。	野外調理や自然に親しむプログラムを通して、新たな発見や気づき、出来る喜びを提供するとともに家族の連携・協力を深める機会となった。	「親子デイキャンプ」は、毎回人気があり、参加申込数は98組343人であった。多くの方が参加できなかった現状を踏まえながら今後の事業計画を考える必要がある。
2 子 も	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	1 生活困窮世帯における子どもへの学力および生活等への支援	・ 学習支援事業「学んでいコウカ」	・ 生活困窮世帯等支援が必要な家庭の子どもたちを対象に、「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」の解消を目的として実施する。	生活支援課	学習支援事業	A		9つの教室を開催し、「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」による将来の生活困窮の解消を図れるよう実施した。参加登録人数：68人(ひとり親家庭の割合：75%)	教室への送迎、食事の提供などにより参加する子どもたちにとっての「居場所」となっている。 また、夏休み期間中に、宿題や課題に取り組む学習支援臨時教室を2日間行った。 支援が必要と思われる家庭に訪宅を行った。	支援が必要な子どもが参加できるように関係機関との連携が必要である。 また、保護者と支援員の関係づくりのため訪宅も行っているが、保護者と会えない家庭へのアプローチが課題となっている。
2 子 も	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	2 ひとり親世帯への支援	・ 学習支援事業「学んでいコウカ」	・ 生活困窮世帯等支援が必要な家庭の子どもたちを対象に、「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」の解消を目的として実施する。	生活支援課	学習支援事業	A		9つの教室を開催し、「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」による将来の生活困窮の解消を図れるよう実施した。参加登録人数：68人(ひとり親家庭の割合：75%)	教室への送迎、食事の提供などにより参加する子どもたちにとっての「居場所」となっている。 また、夏休み期間中に、宿題や課題に取り組む学習支援臨時教室を2日間行った。 支援が必要と思われる家庭に訪宅を行った。	支援が必要な子どもが参加できるように関係機関との連携が必要である。 また、保護者と支援員の関係づくりのため訪宅も行っているが、保護者と会えない家庭へのアプローチが課題となっている。
2 子 も	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	3 家庭で放任されている子どもへの居場所づくりと支援	・ 学習支援事業「学んでいコウカ」	・ 生活困窮世帯等支援が必要な家庭の子どもたちを対象に、「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」の解消を目的として実施する。	生活支援課	学習支援事業	A		9つの教室を開催し、「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」による将来の生活困窮の解消を図れるよう実施した。参加登録人数：68人(ひとり親家庭の割合：75%)	教室への送迎、食事の提供などにより参加する子どもたちにとっての「居場所」となっている。 また、夏休み期間中に、宿題や課題に取り組む学習支援臨時教室を2日間行った。 支援が必要と思われる家庭に訪宅を行った。	支援が必要な子どもが参加できるように関係機関との連携が必要である。 また、保護者と支援員の関係づくりのため訪宅も行っているが、保護者と会えない家庭へのアプローチが課題となっている。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R4年度取組結果	成果	課題
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	6 義務教育終了後の子どもへの支援		・薬物依存症、ひきこもりの方を対象する受入事業所へ補助する。	障がい福祉課	滋賀型地域活動支援センター運営事業	A		障がいのある人に日中活動の場を提供し、規則正しい日常生活、社会適応能力の育成、対人関係や就労支援等社会参加への支援、訪問、相談の支援に対し補助金の交付を行った。	安定した活動が確保され、社会生活に必要な基本的習慣の習得、社会生活能力の向上により、社会生活や学業、就労への意欲に繋がった。	規則正しい生活・訓練を行い社会生活や就労への意識や自信習得支援を行う必要がある。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	6 義務教育終了後の子どもへの支援	・ひきこもりの相談窓口	・ひきこもりの相談対応と必要に応じての訪問対応する	すこやか支援課	一般会計	B		市内5箇所の保健センター、すこやか支援課で個々の相談、訪問対応を行っている。	支援を行ううえで、必要時、庁内関係課や関係団体、奏や保健所、県ひきこもり支援センター等との連携しながら支援方針を検討する必要がある。また、重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用していく。	庁内関係課や関係団体、奏、保健所、県ひきこもり支援センター等との連携しながら支援方針を検討する必要がある。また、重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用していく。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	2 相談・支援	1 虐待被害の子どもへの支援(発見・保護・見守り)	・児童虐待相談事業	・児童虐待に関する相談に対応する。	家庭児童相談室	子ども家庭支援ネットワーク事業	A		児童虐待にかかる電話及び来所相談を受けた。新規398件。	早期に対応し、適切な処遇を行うことができた。必要に応じて継続支援を行いさらなる虐待への予防につながった。	連絡が入った時点で傷や痣があった時から日数が経っており、対応が出来なかったケースが数件あった。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	2 相談・支援	1 虐待被害の子どもへの支援(発見・保護・見守り)	・育児支援家庭訪問事業	・育児の専門的な相談・助言を行う	家庭児童相談室	育児支援家庭訪問事業	B		訪問ケースの虐待発生数1件(ネグレクト、見ていない時に転倒によるけが)	訪問ケースでの通告があったが、訪問することで状況把握ができ、注意喚起など早期に対応を行えた。	複雑な要因から養育力が低くなっている家庭も多く、虐待につながるリスクが高い。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	2 ひとり親世帯への支援	・児童扶養手当の支給	・児童扶養手当を支給する。	子育て政策課	児童扶養手当支給事業	A		死別や離婚等により、ひとり親となった家庭の親、父または母と生計を同一にしている児童の養育者や、父または母に重度の障がいがある児童の父または母に対し、児童扶養手当を支給した。	経済的な支援や安定に寄与することができた。	離婚時や未婚で出産時、死別等新たに要件を満たした時の制度説明やホームページ等の広報により、周知徹底が必要。他の部署と連携して案内の対象者を見逃さないようにする。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	2 ひとり親世帯への支援	・母子父子自立支援員の配置	・母子父子自立支援員を配置する。	子育て政策課	ひとり親家庭一般事務	A		ひとり親家庭等を対象に生活相談や就労支援、貸付事業などを行う自立支援員の配置及び自立や生活の安定のための総合的な支援を行った。	ひとり親家庭等の自立や生活の安定のための総合的な支援を行うことができた。	身近に協力してくれる人が少ない相談者が多い。相談できる人として支援員等についての周知が必要。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	2 ひとり親世帯への支援	・母子家庭等自立支援教育訓練給付金 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 ・ひとり親家庭入学支度金	・母子家庭等自立支援教育訓練給付金を給付する。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金を給付する。 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を給付する。 ・ひとり親家庭入学支度金を給付する。	子育て政策課	ひとり親家庭支援事業	B		ひとり親家庭の自立支援に向けた各種制度の周知及び利用を促進した。経済的に安定した生活のための就労に向けた給付金支給を行った。また、養育費の確保に係る費用を一部補助した。(R4年度実績 高等職業訓練促進給付金3名、自立支援教育訓練給付金0名 ひとり親家庭入学支度金小学生44件、中学生60件 養育費等支援事業補助金2件)	ひとり親家庭等の生活向上、自立を促進することができた。	将来の自立に向けた支援が必要。養育費の確保のための働きかけや就労に向けた給付金制度等を有効に使えるように方法を工夫する。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	4 虐待被害の子どもへの救済	・母子生活支援施設入所制度	・母子生活支援施設入所制度により支援する。	家庭児童相談室	母子生活支援施設入所措置事業	A		DV被害者及びその児童2人に対し、R4.7に新たに1件入所措置を行った。	制度利用を必要としている対象者に対して、制度の適用を行った。また、措置を行っている母子に対して、自立に向けた支援計画を作成し施設と共有する事で実施できている。	施設が遠方であるため、入所者(児)に対して定期的な面談が実施できていない。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	4 虐待被害の子どもへの救済	・助産施設入所制度	・助産施設入所制度により支援する。	家庭児童相談室	助産施設入所措置事業	C		最初の相談先である他課と連携して相談に応じたが、本人の希望により利用には至らなかった。	本人が、該当施設である助産施設への転院を希望せず、利用に至らなかった。	対象となる妊婦の情報把握が難しい。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	4 虐待被害の子どもへの救済	・児童相談所への一時保護依頼	・児童相談所へ一時保護を依頼する。 ・児童との面談を行う。	家庭児童相談室	子ども家庭支援ネットワーク事業	A		緊急度アセスメントシートを活用しリスクの高いケースの対応について児童相談所に指導助言を仰いだり連携しながら迅速に保護を依頼した。	虐待の重症化予防、子どもの虐待予防につながったと考える。	スピード感が求められる場合が多く、他機関との役割分担、情報共有が難しい事例もある。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	1 教育・啓発	1 子どもの現状と子育てに関する人権教育・啓発	・保護者学習会	・子どもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する連続の子育て学習会を行う。	発達支援課	啓発研修事業	B		子どもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する連続の子育て学習会を行なった(3回×1クール)。あいこみこう及び秘書広報課YouTubeチャンネルにて、ペアレントトレーニングに関する啓発番組を配信(5~7分×4本)。過去の啓発動画内容を隔月の情報誌(のびのび通信)も継続して発行し、HPおよび子育て支援センターや各保育園、保健センターにも配布した。	学習会参加は、延べ参加人数33人。参加者アンケートでは、子どもの特性に応じた子育てについて学ぶことで、子どもとの良好な関係をもつ手ごたえを感じ、子育ての見直しを持つことができた等の回答があった。秘書広報課YouTubeチャンネルは、R5.3.6時点での6本番組の全再生回数は1406回。	学習会に参加したくても、就労等の関係で継続して参加することが難しい方が多いと予想される。啓発に関する取り組みが十分に周知されていない。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校の子どもへの相談・支援	・育ちと学びの相談(教育相談)	・不登校、学校不応の児童・生徒の相談を行う。	発達支援課	教育相談事業	B		不登校や学校の中で不適応を起している子どもの相談に対応した。実相談件数: 不登校 66回、集団不適応 126回	学校等の関係機関と連携して、早期から相談支援を実施することができた。	不登校や不適応の背景にはさまざまな要因があり、対応には時間がかかるため、相談は累積に増えていく傾向がある。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校の子どもへの相談・支援	・育ちと学びの相談(教育相談)	・不登校、学校不応の児童・生徒の相談を行う。	発達支援課	相談支援事業	B		不登校や学校の中で不適応を起している子どもの相談に対応した。実相談件数: 不登校 66回、集団不適応 126回	学校等の関係機関と連携して、早期から相談支援を実施することができた。	不登校や不適応の背景にはさまざまな要因があり、対応には時間がかかるため、相談は累積に増えていく傾向がある。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校の子どもへの相談・支援	・適応指導教室事業	・適応指導教室における不登校児童・生徒の支援を行う。	発達支援課	適応指導教室事業	A		適応指導教室において、不登校傾向の児童、生徒の通級指導を実施した。通級児童生徒数 12名。延べ出席回数 580回。	学校以外の安心できる居場所で、精神的に安定したり他者と関わるスキルを育て、学校に徐々に復帰したり、自分にあった高校への進学をした。	適応指導教室にも出てこれない不登校児童・生徒も多数いること。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	2 相談・支援	4 子育てに関する相談・支援	・育ちと学びの相談(のびのび相談・教育相談)	・子どもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する、子育て相談を行う。	発達支援課	相談支援事業	B		子どもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する、子育て相談を行った。実相談者数: 幼児 440人、小学生 250人、中学生 82人	発達に特性のある子どもとのかかわりについて、個別に相談をすることで子育ての不安を解消し、その子の特性に合った関わりができるようにサポートできた。	継続的に相談を行なう必要があるケースや、他課、他機関との連携が必要なケースも多い。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	2 相談・支援	5 義務教育終了後の子どもへの相談・支援	・育ちと学びの相談(教育相談、青年期相談)	・発達に特性のある青年期の方の保護者や本人の相談を行う。	発達支援課	教育相談事業	B		発達に特性がある青年期の方の保護者(家族)や本人の相談を実施した。実相談者数 112人、延べ相談件数 648回。 ※中卒以上	青年期の方が自分の特性を知り、自分の特性にあった工夫や進路選択ができるようにサポートした。	ひきこもりや二次障害を起している青年期の人への支援は特に多くのマンパワーが必要で、他課、他機関との連携の元、進めて行く必要がある。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R4年度取組結果	成果	課題
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	2 相談・支援	5 義務教育終了後の子どもの相談・支援	・ 育ちと学びの相談(教育相談、青年期相談)	・ 発達に特性のある青年期の方の保護者や本人の相談を行う。	発達支援課	相談支援事業	B		発達に特性がある青年期の方の保護者(家族)や本人の相談を実施した。実相談者数112人、延べ相談件数 648回。 ※中卒以上	青年期の方が自分の特性を知り、自分の特性にあった工夫や進路選択ができるようにサポートした。	ひきこもりや二次障害を起こしている青年期の人への支援は特に多くのマンパワーが必要で、他課、他機関との連携の元、進めて行く必要がある。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	1 生活困窮世帯における子どもへの学力および生活等への支援		・ 低所得で生計が困難である支給認定保護者に対して、圏を通して支払う費用等の一部を補助する。	保育幼稚園課	実費徴収に係る補足給付事業	B		支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助した。	申請がなかった。	該当者への周知を徹底し、丁寧な説明を行う必要がある。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	2 相談・支援	2 いじめが発生したときの相談	・ 学校不適応支援事業(SSW)	・ いじめ問題について学校と連携を図り、情報の共有、具体的な取り組み方策の策定等を行う。	学校教育課	学校不適応支援事業	A		SSWを市内小学校3校に派遣。	不適応児童生徒の教室復帰及び家庭支援を行い、また各関係機関との連携にも携わった。	各ワーカ-の派遣校以外への活用に向けての資質向上。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校の子どもとの相談・支援	・ 学校不適応支援事業(SSW・訪問相談員)	・ 児童生徒を取り巻く環境の調整・改善を図ることに主眼をおき、不登校、学校不適応からの解決をめざす。	学校教育課	学校不適応支援事業	A		SSWを市内小学校3校、訪問相談員を市内中学校2校に派遣。	不適応児童生徒の個別対応や教室復帰及び家庭支援を行い、また各関係機関との連携にも携わった。	各ワーカ-の派遣校以外への活用に向けての資質向上。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校の子どもとの相談・支援	・ 甲賀市いじめ問題対策委員会 ・ 甲賀市子どものいじめ調査委員会	・ 不登校、別室登校をはじめとする学校不適応を起こしている児童に対して、生活面・学習面の支援を行う。	学校教育課	ケアサポーター派遣事業	A		市内小学校10校に13名を派遣し、学校および集団不適応児童の対応を行った。	個別支援において、教室や別室で落ち着いて学習に向かうことができ、友だちとの関りについても良好な関係を構築できた。	派遣総時数の不足。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	1 生活困窮世帯における子どもへの学力および生活等への支援	・ 甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給	・ 経済的理由により修学が困難な児童の保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学学用品費、修学旅行費、通学費、医療費、学校給食費の援助を行う。	学校教育課	要保護・準要保護児童就学援助(小学校) 要保護・準要保護児童就学援助(中学校)	A		経済的理由により就学が困難な小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費、給食費、校外活動費等を支給した。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯に対し、前年所得が基準以上であっても、今年度見込み所得が基準以下となる世帯は、就学援助の対象とする等柔軟な対応を行った。	児童生徒の経済的不安を減らし、安心して学校生活を送ることができた。	世帯の変更により年度途中で生活困窮となった世帯への情報提供。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	1 生活困窮世帯における子どもへの学力および生活等への支援	・ 就学奨励事業	・ 経済的な理由により、就学が困難な学生に対して奨学資金を給付する。	学校教育課	奨学資金給付事業	A		経済的理由により就学が困難な、高校、専門学校、大学生に対して、奨学資金を給付した。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯に対しても利用できる制度であることを広く周知した。	奨学資金の給付を受けることにより、就学に対する経済的不安が減り、進学への選択が広がった。	毎年申請が必要である事について、申請者に伝わっていないことがある。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	5 いじめが発生したときの救済	・ こどもの安心・安全向上事業	・ 重大事態の発生時等、対処等について意見聴取を行ったり、必要な調査等について依頼する。	学校教育課	子どものいじめ問題対策事業	A		子どものいじめ問題対策委員会を開催した。	委員会より、今後の教育委員会及び学校への助言をいただいた。	改善策の実践と継続的な取組を推進していくことが重要。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	2 相談・支援	2 いじめが発生したときの相談	・ 相談窓口の設置事業	・ 少年センター職員による相談事業を実施する。	社会教育スポーツ課	少年センター運営事業	A		学校より相談を受けた事案には、随時学校訪問し、関係機関との連携や保護者対応についてアドバイスを行い、課題解決を支援した。	相談者の悩みや不安に寄り添い、課題の解決に向けた相談活動を行った。	多種多様な相談内容のため、各分野の専門的な知識を持った職員の存在が必要である。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校の子どもとの相談・支援	・ 相談窓口の設置事業	・ 少年センター職員による相談事業を実施する。	社会教育スポーツ課	少年センター運営事業	A		不登校の児童生徒に対し、学習支援や保護者を含めた進路等の相談対応を行った。	市内の小中学校訪問により学校からの相談が増加した。少年センターでの継続相談に加え、関係機関とも連携した対応ができた。	相談件数の増加に伴い、対応する職員数や部屋数が足りない。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	2 相談・支援	5 義務教育終了後の子どもの相談・支援	・ 相談窓口の設置事業	・ 少年センター職員による相談事業を実施する	社会教育スポーツ課	少年センター運営事業	A		義務教育終了後の支援に繋がるように、中学校在学中から本人・保護者の不安や悩みに関する相談を受け対応した。	学校との連携を深めることによって、義務教育終了後の相談窓口の一つとして少年センターが認知され相談件数が増加した。	義務教育終了後の支援については中学校在学中からの継続した相談体制が必要である。進路指導や就労支援、発達にかかわる多様な相談には、対応できる職員の配置が必要である。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	1 生活困窮世帯における子どもへの学力および生活等への支援	・ 土曜学習事業	・ 宿題応援、体験事業等を通じ、子どもたちの健全育成や居場所づくりに繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	B		学習支援活動は、348回実施した。	引き続きコロナ禍であったが、感染対策を取りながら、子どもたちの多様な学習機会となった。	指導者の確保。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	1 生活困窮世帯における子どもへの学力および生活等への支援	・ 公民館事業(夢の学習)	・ 宿題応援、体験事業等を通じ、子どもたちの健全育成や居場所づくりに繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	B		学習支援活動は、348回実施した。	引き続きコロナ禍であったが、感染対策を取りながら、子どもたちの多様な学習機会となった。	指導者の確保。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	2 ひとり親世帯への支援	・ 公民館事業(夢の学習、あそびのひろば)	・ 地域の指導者による昔の遊び、おやつ作り、宿題応援などを実施する。子どもたちの居場所づくりに繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	A		子育て支援事業として、生活文化活動、自然体験活動、伝統文化親子教室事業など、合計526回実施した。	引き続きコロナ禍であったが、感染対策を取りながら、目標回数の30回以上を大きく上回った。	親子のふれあいの場に必要の備品調達、発達段階に応じた学習講座の提供など。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	5 いじめが発生したときの救済	・ 相談窓口の設置事業 パトロールの実施	・ 少年センター職員による相談や周辺のパトロールを行い、いじめの解決に繋げる。	社会教育スポーツ課	少年センター運営事業	A		学校より相談を受けた事案は学校教育課とも共有し、場合によっては警察との連絡調整やケース会議に出席し課題解決を支援した。	少年センターでかかわる多くの事案や蓄積されたノウハウを基に、学校や関係機関と協力体制が構築され課題解決に繋がった。	虐待、いじめだけでなくヤングケアラーなど学校が抱える問題は増加している、少年センターでも多種多様な相談を受けるが市関係機関が調整し対応する窓口が必要。
2 子ども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護	3 事業や制度	6 義務教育終了後の子どもへの支援	・ 相談窓口の設置事業	・ 少年センター職員による相談事業を実施し、子どもの生活の安定に繋げる。	社会教育スポーツ課	少年センター運営事業	A		義務教育を終えた子どもの就学や就労については、本人の意向等を考慮しながら情報収集し、各学校・事業所・家庭等を訪問した。	相談に関わった子どもの就学や就労の支援ができた。また、生活全般の安定へと繋がった。	義務教育時に学校が対応していた事案を継続していくための関係機関との連携が課題である。支援を必要とする子どもに対し適切な対応をどの機関が担うのが明確でない。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R4年度取組結果	成果	課題
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	・ 老人福祉センター指定管理	・ 老人福祉センターを指定管理制度で適切に管理・運営することにより、活動の場の確保やグループへの発展支援を行う。	長寿福祉課	老人福祉センター指定管理事業	B		老人福祉センターについて指定管理者が管理・運営し、活動の場の確保やグループへの発展支援を行った。 碧水荘：利用者満足度アンケート(ふつう、満足)100% フィランソ山：社会福祉協議会関連団体の利用が多いためアンケート実施なし	碧水荘：施設を適切に管理し、集いの場や活動の場を提供することにより、高齢者の居場所づくり、生きがいづくりにつながった。 フィランソ山：施設を適切に管理した。	公共施設等総合管理計画に基づき、老人福祉センターの在り方の検討を進めるとともに、利用者の意向確認が必要。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	・ ゆうゆう甲賀クラブ(老人クラブ)活動の推進	・ ゆうゆう甲賀クラブは地域の高齢者の交流の場であり生きがいづくりを实践する場であることから、補助金交付や活動に関し側面的に支援を行う。	長寿福祉課	老人クラブ連合会支援事業	A		ゆうゆう甲賀クラブ連合会活動に対し、補助金を交付するとともに、連合会事業に関して情報提供等の協力を行った。 会員数減少割合(前年度比)8.9%	市と連合会の協力により、高齢者の安全安心につながる広報や注意喚起を効率的に行えた。	全国的に老人クラブへの加入率が低下しており甲賀市も連合会からの脱退が加速している。今後の連合会の在り方の検討が必要。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	・ ゆうゆう甲賀クラブ(老人クラブ)活動の推進	・ ゆうゆう甲賀クラブは地域の高齢者の交流の場であり生きがいづくりを实践する場であることから、補助金交付や活動に関し側面的に支援を行う。	長寿福祉課	老人クラブ創造推進員設置支援事業	A		ゆうゆう甲賀クラブ連合会活動に対し、補助金を交付するとともに、連合会事業に関して情報提供等の協力を行った。	連合会支部の創造推進員に対する補助を行うことにより、連合会と単位老人クラブとの連絡調整を円滑に行うことができた。	連合会と単位老人クラブが連携し、魅力ある支部活動を行うことが必要。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	・ ゆうゆう甲賀クラブ(老人クラブ)活動の推進	・ ゆうゆう甲賀クラブは地域の高齢者の交流の場であり生きがいづくりを实践する場であることから、補助金交付や活動に関し側面的に支援を行う。	長寿福祉課	単位老人クラブ支援事業	A		ゆうゆう甲賀クラブ連合会活動に対し、補助金を交付するとともに、連合会事業に関して情報提供等の協力を行った。 会員数減少割合(前年度比)8.9%	単位老人クラブに対する補助を行うことにより、地域での活動がしやすい環境を整えることにつながった。	単位老人クラブの会員数が減少している中で、魅力ある老人クラブ活動の展開や新規加入促進が必要である。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	4 高齢者の介護予防	・ 介護予防・生活支援サービス事業 ・ 一般介護予防事業 ・ 在宅医療・介護連携推進事業	・ 介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動啓発事業(いきいき百歳体操の啓発や高齢者介護予防ボランティア・ポイント制度)、健康教育・健康相談を実施する。 ・ 地域リハビリテーション事業(介護予防等に関する集団及び個別リハビリテーション)を実施する。	長寿福祉課	健康寿命を延ばそう事業	B		立命館大学、(株)タニタヘルスリンクと連携し、6ヶ月間のオーダーメイド型運動教室を開催した。	参加者は、20歳代から60歳代の153名。体力年齢が平均7歳改善、健康になったと感じる者の割合が上昇する等一定の効果が得られた。	働き世代と女性、また65歳～75歳のシニア世代に対象を拡大し、運動を習慣化することで生活習慣病予防・介護予防を目指す。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	4 高齢者の介護予防	・ 介護予防・生活支援サービス事業 ・ 一般介護予防事業 ・ 在宅医療・介護連携推進事業	・ 介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動啓発事業(いきいき百歳体操の啓発や高齢者介護予防ボランティア・ポイント制度)、健康教育・健康相談を実施する。 ・ 地域リハビリテーション事業(介護予防等に関する集団及び個別リハビリテーション)を実施する。	長寿福祉課・地域共生社会推進課	介護予防支援事業	B		市内5箇所の地域包括支援センターが、地域の通いの場に対して、再開の支援や健康教育を実施。高齢者に対して介護予防に関する普及啓発を行った。 また、ボランティア・ポイント制度や介護予防補助金事業の実施により、ボランティアの育成支援、介護予防の啓発を行った。 いきいき百歳体操2106名、健康教育164回2465人、ボランティアポイント登録者17名、介護予防補助金事業団体数123団体 甲賀100歳大学(第1期)を開講、80講座、34名卒業	新型コロナウイルスにより休止をしている団体もあったが再開支援により9割以上の通いの場が再開した。介護予防の概念、普段の生活の中で注意する点や予防のための取組を知り、介護予防の重要性について理解を深める機会となった。 甲賀100歳大学には、コロナ禍という逆境に屈することなく定員を上回る応募があり、地域とつながり活動するシニアの育成につながった。	新型コロナウイルスの影響もあり、ボランティアポイント登録者数が減少している。事業の啓発、ボランティア受入先との調整が必要である。 甲賀100歳大学の卒業生に対し、引き続き地域活動に対する支援を行うことで地域全体の介護予防につなげることが重要である。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	・ シルバー人材センターへの負担金	・ 高齢者の就労、社会参画を促進するシルバー人材センターの事業支援を行う。	商工労政課	シルバー人材センター協会負担金事業	A		高齢者の就労、社会参画を促進する県シルバー人材センターの事業支援を行った。 負担金の支払いを実施した。	様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域福祉の向上と活性化に貢献した。	特に課題はなく、引き続き負担金を支出する。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	・ シルバー人材センターへの補助金	・ 高齢者の就労、社会参画を促進するシルバー人材センターの事業支援を行う。	商工労政課	シルバー人材センター補助事業	A		高齢者の就労、社会参画を促進する市シルバー人材センターの事業支援を行った。 特に、今年度は、活動の自由度を高めるため、市建物を譲与した。 補助金の支払いを実施した。	滋賀県で初めて事務所建物を自己所有する組織となった。今後、活動の自由度が高まり、さらに活動の幅が広がることが期待できる。	引き続き補助金を交付する。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	4 高齢者の介護予防	・ 公民館事業(シルバー大学・夢の学習) ・ あいこうか生涯カレッジ	・ 健康の維持増進をテーマとした講座を実施し、介護予防に繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	B		シルバー大学は感染症拡大防止の観点から開講式は開催しなかった。植樹祭開催の関係で開校を1ヶ月遅くした。 夢の学習は、感染症対策を取りながら可能な範囲で取り組んだ。あいこうか生涯カレッジは、全13講座を実施した。	シルバー大学の開講式は開催しなかったが、予定していた講座は開催して学習成果があったとともに仲間づくりに寄与できた。 夢の学習では、健康寿命を啓発できた。 生涯カレッジでは、健康維持の意識を高めた。	シルバー大学は、新規受講者が増えないことや、講座開催を維持するにあたり指導者の人材確保が課題である。 生涯カレッジは、講師と会場との調整が難しい。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	・ 公民館事業(シルバー大学・夢の学習) ・ あいこうか生涯カレッジ	・ 様々な学習の機会を提供し、自主学習の推進、生きがいづくりに繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	B		シルバー大学は感染症拡大防止の観点から開講式は開催しなかった。植樹祭開催の関係で開校を1ヶ月遅くした。 夢の学習は、感染症対策を取りながら実施できる内容に取り組んだ。 あいこうか生涯カレッジは、受講生の意見を反映した内容を企画した。	シルバー大学の開講式は開催しなかったが、予定していた講座は開催して学習成果があったとともに仲間づくりに寄与できた。 夢の学習では、ボランティアスタッフの生きがいにもつながっている。 生涯カレッジは、学びをともにする仲間づくりにつながっている。	シルバー大学は、新規受講者の増えないことや、講座開催を維持するにあたり指導者の人材確保が課題である。 夢の学習は、ボランティアスタッフの安定的な活動。 生涯カレッジは、テーマ設定が課題である。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	・ 甲南ふれあいの館民具体験教室事業	・ 昔の暮らしや民具の使い方を学ぶ体験教室や小学校の出席授業の講師を務めていただく。	歴史文化財課	甲南ふれあいの館運営事業			甲南ふれあいの館を中心に活動する民具友の会会員が、小学校の授業などで講師として活動してきたが、新型コロナウイルス感染症対策や、会員の高齢化・減少の影響で、R4年度は実施できなかった。	小学校の授業などに行っていたことはできなかったが、定例会を開催し、会員どうしの交流や活動の促進を図ることができた。そのなかで薬細工に取り組まれるなど、会員の生きがいづくりを支援した。	社会状況等の変化により、これまでと同様の活動を継続することは困難になっている。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	7 災害時における高齢者の避難等の支援	・ 避難行動要支援者支援事業	・ 避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。 ・ 避難行動要支援者同意者名簿を提供する。	危機管理課	【ゼロ予算事業】	A	A	同意者名簿については、7月に各区・自治会、警察・消防本部に提供した。 (民生委員、児童委員、市社会福祉協議会へは福祉医療政策課から提供)	要配慮者や多様な人々がともに生活する意識を共有し、避難所内のレイアウトやルール作りを考え、避難者にとってより過ごしやすい避難所運営に活用することも踏まえて避難所運営マニュアルの改定をした。	個別避難計画の作成について区・自治会の取り組みに温度差がある。平時から避難所運営マニュアルに沿った訓練等を実施する中で、さらに改善点等の見直しを行っていく必要がある。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への救済・支援	・ 福祉医療費助成制度	・ 低所得世帯の高齢者(65～74歳)への医療費自己負担金の助成を行う。	保険年金課	福祉医療給付事業	B		他課との連携により、新たに対象となる方に申請漏れがないよう、該当者への申請勧奨を行い制度周知に努めた。	対象となる高齢者の医療費負担を軽減することにより、対象者の生活の悩みや不安の解消の一助となった。	本人申請により受給券を交付する制度であることから、制度を知らないことによる申請漏れや、受給者であっても更新忘れなどがある。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R4年度取組結果	成果	課題
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	4 権利擁護に関する相談・支援	・ 成年後見制度の利用や権利擁護に関する相談支援事業 ・ 成年後見制度利用支援事業	・ 成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を実施する。事業については、甲賀圏域で設立した「NPO法人甲賀・湖南成年後見センター(ばんじー)」にて実施する。(湖南市で委託契約を行い、本市から湖南市へ負担金を支払う。) ・ 市長申立てや審判申立て費用と成年後見人等報酬の助成を行う。	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	成年後見制度利用支援事業	B	B	・ 随時成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を実施。 ・ 弁護士、司法書士による専門相談を毎月2回および高齢者・障がい者なんでも相談会を予約制で年2回実施。 ・ 甲賀市地域福祉計画に盛り込まれた成年後見制度利用促進計画の実施計画としての甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づき実施。	年間相談件数 延べ2,615件 弁護士相談23件、司法書士相談14件 なんでも相談会 7月 12件 2月 8件 ※件数は甲賀市・湖南市の合計	一時相談窓口の機能低下や地域包括支援センターとの連携に課題がある。また、相談の増加に伴うNPO法人ばんじーの体制強化。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	4 権利擁護に関する相談・支援	・ こうかあんしんネット(甲賀市地域福祉権利擁護事業)	・ 福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理、通帳・証書等の預かりサービスを実施する。	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	地域福祉権利擁護事業	B	B	住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、利用者の自己選択、意思を尊重し関係機関と連携のもと本事業を実施。	5名の自立支援専門員、7名の生活支援員を配置し、相談援助にあたった。また、福祉なんでも相談会や各種会議への参画、広報を通じて本事業の利用促進、啓発に努めた。 ・ 事業利用契約者年度未数 110件 ・ 問い合わせ件数 19件 ・ 要調査相談件数 19件(41回) ・ 生活支援員による支援件数 8,403件	本事業について、継続した周知啓発が必要。  地域福祉権利擁護事業の相談援助件数に対する自立支援専門員数の不足。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	6 養護者の支援	・ 成年後見制度の利用や権利擁護に関する相談支援事業 ・ 成年後見制度利用支援事業	・ 成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を実施する。事業については、甲賀圏域で設立した「NPO法人甲賀・湖南成年後見センター(ばんじー)」にて実施する。(湖南市で委託契約を行い、本市から湖南市へ負担金を支払う。) ・ 市長申立てや審判申立て費用と成年後見人等報酬の助成を行う。	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	成年後見制度利用支援事業	B	B	・ 随時成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を実施。 ・ 支援者支援事業として「親族後見人相談会」市民向け権利擁護セミナー」を開催。 ・ 甲賀市地域福祉計画に盛り込まれた成年後見制度利用促進計画の実施計画としての甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づき実施。	・ 親族後見人相談会 6件 ・ 市民向け権利擁護セミナー 18名参加 ※件数、人数は甲賀市・湖南市の合計	計画の実施に伴って、NPO法人ばんじーの体制強化と質の高い人材の確保。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	7 災害時における高齢者の避難等の支援	・ 避難行動要支援者支援事業	・ 避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。 ・ 避難行動要支援者名簿の更新および避難行動要支援者同意者名簿の提供する。 ・ 避難行動要支援者支援ネットワーク会議の運営を行う。	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	避難行動要支援者支援事業	A	B	・ 避難行動要支援者同意者名簿への新規勧奨 ・ 避難行動要支援者支援ネットワーク会議を1回開催し情報共有・情報交換を行った。 ・ 避難行動要支援者同意者名簿の更新 ・ 個別避難計画作成説明会の開催 ・ 避難行動要支援者支援ネットワーク会議の開催。	・ 新規勧奨に対する返信率 約45% ・ 避難行動要支援者支援ネットワーク会議を1回開催し情報共有・情報交換を行った。 ・ 個別避難計画作成にかかる説明会を29回開催し、制度の周知ができた。 ・ モデル事業として新たに個別避難計画の作成ができた地区は、16地区。	災害時要支援者避難支援計画(個別計画)のさらなる周知・啓発
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への相談・支援	・ 生活支援窓口の設置	・ 「生活支援窓口」にて、生活に不安を抱えている方や仕事につく自信のない方など、生活の困りごとの相談を行う。	生活支援課	生活困窮者自立支援事業	B		相談者の状況に応じて、関係機関と連携し、必要な支援を行った。 新規相談件数253件(うち、65歳以上61件)	関係機関と連携し、自立に向けた支援を行うことができた。	複合的な課題を抱えた相談者に対応するため関係機関との連携強化や誰もが自分らしく活躍できる地域づくりが必要である。収入も低く就労もできない方への支援。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への救済・支援	・ 生活保護	・ 生活に困っている人に、程度に応じて、最低限の生活を保障し、再び自立できるように援助する。	生活支援課	生活扶助支給事業	B		世帯の状況に応じた必要な扶助費の支給と自立を助長するための必要な支援を行った。3月末現在の生活保護受給世帯数268世帯(うち高齢者世帯数140世帯)	対象世帯に応じ、安定した生活が送れるよう支援できた。	生活保護基準を下回っているが、申請をためらわれる世帯もあったため、関係機関と連携し、スムーズに生活保護制度につながるようにする必要がある。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 事業や制度	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への相談・支援		・ 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられ、在宅での日常生活を安心して送れるよう必要な支援を行う。	長寿福祉課	在宅福祉支援事業	B		要介護状態や低所得の高齢者に対し、様々な助成や支援を行った。	高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を安心して続けるために、現状やニーズに応じた対応ができるよう、変更が必要な部分は制度改正し事業を実施した。	公的支援だけでなくインフォーマルサービスの充実や情報提供が必要。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	2 高齢者の孤立予防	・ 高齢者地域見守り支援活動事業	緊急事態の早期発見や孤立死の防止を目的に、地域の見守り活動に関する協定について、身近な日本郵便株式会社等事業者と協定を締結する。	長寿福祉課	在宅福祉支援事業	B		包括連携協定を締結し、高齢者を含め市全体の安全安心につながる取り組みを行った。	配達事業者により、日々の業務の中で道路の瑕疵や、緊急事態の早期発見を報告等地域での見守りをしていただいた。	高齢者の見守りについての着眼点などを示すことで意識を高め、緊急事態の発見につなげる。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	4 高齢者の介護予防	・ 介護予防・生活支援サービス事業 ・ 一般介護予防事業 ・ 在宅医療・介護連携推進事業	・ 訪問型サービスや通所型サービスを業務委託や補助事業として実施する。	長寿福祉課	(なし)	B	B	・ 訪問型サービス事業所 従前型12ヶ所 緩和型A6ヶ所 ・ 通所型サービス事業所 従前型29ヶ所 緩和型A15ヶ所	新型コロナウイルス感染症感染予防に配慮し、担い手研修を実施した。コロナ禍ではあったが研修生と介護事業所とのつながりをもととした実地研修(実習はなし、説明のみ)は実施できた。 介護予防・生活支援サービス事業の提供を行った。	研修生が実際の介護の現場を見学できる機会を設けたが、実技や実地実習については感染症予防のため実施を見合わせた。説明をきくだけでなく、実技や実地実習を取り入れた研修カリキュラムの工夫が必要である。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	2 高齢者の孤立に対する相談・支援	・ 総合相談事業	・ 地域包括支援センター(市内5箇所)において、総合相談事業を実施する。また、高齢者に身近な市内民間事業者に相談業務を委託し、相談等がつながるようにする。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	B		市内5箇所の地域包括支援センターと委託居宅介護支援事業所が高齢者の社会参加や閉じこもりなど様々な相談に応じた。また、地域の関係者や関係機関とネットワークを構築し、高齢者の孤立防止に向けた取組を行った。全体の相談件数計2512件	サービス事業所や医療機関、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の関係者や関係機関と連携し、相談者の課題解決につなげる事ができた。	相談につながらないケースや早期に関わっていないケースがある。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への相談・支援	・ 総合相談事業	・ 地域包括支援センター(市内5箇所)において、総合相談事業を実施する。また、高齢者に身近な市内民間事業者に相談業務を委託し、相談等がつながるようにする。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	B		市内5箇所の地域包括支援センターと委託居宅介護支援事業所が様々な相談に応じ、高齢者の生活困窮についても対応をした。全体の相談件数計2512件	高齢者の生活困窮については、必要に応じて生活支援課と連携をした。	高齢者であるため、就労等による経済的自立の支援は難しい。 生活困窮にある高齢者の早期発見が難しく、相談時には包括だけで対応できないケースもある。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	4 権利擁護に関する相談・支援	・ 権利擁護事業(成年後見制度)	・ 市長申立ての支援や利用援助支援を実施する	長寿福祉課	訪問指導事業	B		成年後見制度に関する新規相談が年間22件あった。うち、市長申立てでの申立てが7件であった。	虐待ケースなどで、市長による成年後見申立てが必要なケースの対応をした。また、親族による申立てについては、成年後見センター(ばんじー)と連携した支援を行っている。	成年後見制度を利用するかの判断や、市長申立てをする判断が難しい。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	2 高齢者の孤立予防	・ 総合相談事業	・ 総合相談事業(委託含む)を実施する。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	B		市内5箇所の地域包括支援センターと委託居宅介護支援事業所が高齢者の社会参加や閉じこもりなど様々な相談に応じた。また、地域の関係者や関係機関とネットワークを構築し、高齢者の孤立防止に向けた取組を行った。全体の相談件数計2512件	サービス事業所や医療機関、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の関係者や関係機関と連携し、相談者の課題解決につなげる事ができた。	相談につながらないケースや早期に関わっていないケースがある。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R4年度取組結果	成果	課題
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への救済・支援	・ 総合相談事業	・ 地域包括支援センター(市内5箇所)において、総合相談事業を実施する。また、高齢者に身近な市内民間事業者に相談業務を委託し、相談等がにつながるようにする。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	B		市内5箇所の地域包括支援センターと委託居宅介護支援事業所が様々な相談に応じ、高齢者の生活困窮についても対応をした全体の相談件数2443件	高齢者の生活困窮については、必要に応じて生活支援課と連携をした。	高齢者であるため、就労等による経済的自立の支援は難しい。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	6 養護者の支援	・ 権利擁護事業(成年後見制度)	・ 市長申立の支援や利用援助支援を行う。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	B		成年後見制度に関する新規相談が年間22件あった。うち、市長申し立てでの申し立てが7件であった。	虐待ケースなどで、市長による成年後見申立てが必要なケースの対応をした。また、親族による申し立てについては、成年後見センターばんじーと連携した支援を行っている。	成年後見制度を利用するか判断や、市長申し立てをする判断が難しい。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への相談・支援	・ 就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B		関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	適切な連携のために関係機関との情報の共有に努める。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への救済・支援	・ 就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B		関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	適切な連携のために関係機関との情報の共有に努める。
3 高齢者	3 高齢者虐待防止や理解促進のための教育啓発	1 教育・啓発	2 高齢者を理解するための教育・啓発		・ 市内福祉関係事業所をネットワーク化し、市内の福祉関係事業所で働く職員の人権意識の向上を図るため、毎年テーマを決めて研修を実施する。	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	ふくしマンパワーネットワーク事業			R3年度で市からの委託は終了。社会福祉協議会で継続中。		
3 高齢者	3 高齢者虐待防止や理解促進のための教育啓発	1 教育・啓発	3 権利擁護に関する普及啓発	・ 成年後見制度の普及・啓発・研修事業	・ 成年後見制度を広く知ってもらうための啓発や研修等を実施する。事業については、甲賀圏域で設立した「NPO法人甲賀・湖南成年後見センターばんじー」にて実施する。(湖南市で委託契約を行い、本市から湖南市へ負担金を支払う。)	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	成年後見制度利用支援事業	B	B	・HPの随時更新 ・ばんじー通信の発行(年4回) ・出前講座の開催および研修等への講師の派遣 ・研修会および養成講座の開催 ・甲賀市地域福祉計画に盛り込まれた成年後見制度利用促進計画の実施計画としての甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づき実施。	・ばんじー通信の発行、講師の派遣、研修会等を開催し、周知・啓発を行った。 ・R4年度の新規事業として医療福祉従事者向け権利擁護支援研修会を開催し、25名の参加があった。	・NPO法人ばんじーを中核機関に定めるにあたり、体制の整備、人材の確保、育成が必要である。
3 高齢者	3 高齢者虐待防止や理解促進のための教育啓発	1 教育・啓発	2 高齢者を理解するための教育・啓発	・ 介護予防事業費補助事業	・ 高齢者の心身の状況を理解し、高齢者の人権地域でボランティアとして活動する人を育成する。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	C		コロナ禍で、介護予防従事者研修会の開催は見送った。しかし、各地域包括支援センターが地域の通いの場の再開支援を行った際、必要に応じ地域のボランティアへ支援を行った。	地域の通いの場の再開支援を行い、地域の通いの場の9割がコロナ禍の中、再開をされた	通いの場のリーダーの交流、育成の場となる介護予防従事者研修会を次年度は開催できるようにする。
3 高齢者	3 高齢者虐待防止や理解促進のための教育啓発	1 教育・啓発	3 権利擁護に関する普及啓発	・ 権利擁護事業	・ 地域包括支援センターの必須事業として、権利擁護事業を実施する。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	B		市内5箇所の地域包括支援センターで、成年後見制度や消費者被害についての相談対応を行った。市内事業所対象で虐待防止の研修会を行った。	成年後見制度の利用支援や地域権利擁護事業、成年後見センターばんじーへの相談につなげることで、本人の権利を守る支援ができた。	事業所向けの研修は行ったが、地域への啓発へ出向く機会が少なかつたため、計画的に虐待防止や消費者被害防止などの啓発する機会を設ける必要である。
3 高齢者	4 被害者や養護者からの相談支援、救済	3 事業や制度	1 高齢者への虐待被害の救済	・ 高齢者虐待防止事業	・ 地域包括支援センターや長寿福祉課において、通報・相談体制をしくとともに、検討会議等開催し各関係機関等と協力し対応・支援する。	長寿福祉課	老人施設入所事業	A		措置入所者の処遇に関し、施設及び親族との調整・協議を行った。措置ありきではなく、既存の資源を活用することで、その後の安定的な生活を見越した支援を行った。新規措置実施なし。	既措置者の状態に応じた環境で生活できるようにするため、養護者による高齢者福祉施設への入所申込の支援を行った。また親族との協議により、高齢者が経済的に安定した生活が送れるようになった。	既措置者について、入所から一定期間が経過し本人、親族等の状況が変化しているケースがある。措置の継続が望ましいのか個別に検討する必要がある。
3 高齢者	4 被害者や養護者からの相談支援、救済	2 相談・支援	1 高齢者への虐待被害の相談・支援	・ 高齢者虐待防止事業	・ 地域包括支援センターや長寿福祉課において、通報・相談体制をしくとともに、検討会議等開催し各関係機関等と協力し対応・支援する。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	B		高齢者虐待検討会議は、27回開催し事例について検討した。	高齢者虐待検討会議において、緊急性の判断と虐待の判断、虐待の対応等についての検討を行った。また、高齢者の生命や身体への危険性が高いケースについては、長寿福祉課において老人福祉法にもとづく措置の要否を判断のうえ、高齢者への対応を依頼した。措置件数0件	養護者への介入や精神疾患を持っている本人、養護者などへの対応で苦慮することがある。
3 高齢者	4 被害者や養護者からの相談支援、救済	3 事業や制度	1 高齢者への虐待被害の救済	・ 高齢者虐待防止事業	・ 地域包括支援センターや長寿福祉課において、通報・相談体制をしくとともに、検討会議等開催し各関係機関等と協力し対応・支援する。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	B		高齢者虐待検討会議は、27回開催し事例について検討した。	高齢者虐待検討会議において、緊急性の判断と虐待の判断、虐待の対応についての検討を行った。また、高齢者の生命や身体への危険性が高いケースについては、長寿福祉課において老人福祉法にもとづく措置の要否を判断のうえ、高齢者への対応を依頼した。措置件数0件	養護者への介入や精神疾患を持っている本人、養護者などへの対応で苦慮することがある。
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	1 障害者差別解消法の理解促進		・ 市内福祉関係事業所をネットワーク化し、市内の福祉関係事業所で働く職員の人権意識の向上を図るため、毎年テーマを決めて研修を実施する。	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	ふくしマンパワーネットワーク事業			R3年度で市からの委託は終了。社会福祉協議会で継続中。		
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	3 権利擁護に関する普及啓発	・ 成年後見制度の普及・啓発・研修事業	・ 成年後見制度を広く知ってもらうための啓発や研修等を実施する。事業については、甲賀圏域で設立した「NPO法人甲賀・湖南成年後見センターばんじー」にて実施する。(湖南市で委託契約を行い、本市から湖南市へ負担金を支払う。)	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	成年後見制度利用支援事業	B	A	・HPの随時更新 ・ばんじー通信の発行(年4回) ・出前講座の開催および研修等への講師の派遣 ・研修会および養成講座の開催 ・甲賀市地域福祉計画に盛り込まれた成年後見制度利用促進計画の実施計画としての甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づき実施。	・ばんじー通信の発行、講師の派遣、研修会・養成講座等を開催し、周知・啓発を行った。 ・R4年度の新規事業として医療福祉従事者向け権利擁護支援研修会を開催し、甲賀市・湖南市で25名の参加があった。	・NPO法人ばんじーを中核機関に定めるにあたり、体制の整備、人材の確保、育成が必要である。
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	1 障害者差別解消法の理解促進	・ 障害者差別解消法市民啓発	・ 啓発講座の開催・啓発物品の作成を行う。	障がい福祉課	障害者(児)福祉一般事務費		B	職員研修等を行い法を理解し、合理的配慮の提供に努めた。市民には、広報紙・HPへの掲載、出前講座等により、障がいへの理解や啓発を行った。	啓発を通じ、職員だけでなく市民が合理的配慮を理解してもらう機会を提供することができた。	法の施行の効果を感じている障がいのある人が少なく、地域のあらゆる場所での障がいのある人や障がいの特性の理解促進、合理的配慮を徹底していく必要がある。また、職員に対し「職員対応マニュアル」の周知・徹底を行う。



分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R4年度取組結果	成果	課題	
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	2 気づきにくい障がいへの理解促進	・ 難病患者・高次脳機能障がいなどの正しい理解の周知・啓発	・ 関係機関と連携し周知啓発を行う。	障がい福祉課	障害者(児)福祉一般事務費		B	窓口にはパンフレットを設置し、必要な方に情報提供できるように啓発に努めた。また、関係機関と連携し個別支援を行った。	多職種で連携して個別支援を行うことができた。	さらなる理解の促進と実際に支援するうえで出てくる課題についてケース検討ができる場を設置していく必要がある。	
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	4 盲導犬等への理解推進	・ 盲導犬等に対する社会的な理解促進、啓発	・ 盲導犬等利用者への合理的配慮を促進するよう啓発する。	障がい福祉課	障害者(児)福祉一般事務費		B	「障害者週間」に合わせ、盲導犬(介助犬・聴導犬)等の紹介、障がい理解や合理的配慮の啓発を行った。	広報紙により市民に対し、合理的配慮の機会を提供できた。	盲導犬等に対する理解促進が進んでいない。	
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	2 気づきにくい障がいへの理解促進	・ 発達障がいに関する啓発研修事業	・ 他課、他機関との連携により、啓発研修を実施する。	発達支援課	啓発研修事業		B	他課・関係機関からの依頼研修は計14件。「幼児～思春期前の子どもの発達支援に関する支援者向けの研修動画(約1:30)」を作成し、発達支援システムに関する各課に周知。のびのび通信(幼児期発達支援)の隔月の発行	依頼研修アンケート結果から、好評であった。支援者向け研修動画は、市内の学童職員研修(40名)、学校教育課の支援員研修(50名)で利用された。支援者等に対して、発達に特性のある人の理解と対応について、さまざまな機会を通じて啓発することができた。	各課・関係機関が課題としていることを知り、発達支援課として発信していきたいことも含めた研修内容にしていく必要がある。	
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	4 盲導犬等への理解推進	・ 授業による学習	・ 国語科教材や総合的な学習による理解促進を図る。	学校教育課	授業による学習		A	基底プランに即した人権学習の授業実践。	人権学習をとおして、障害について正しく理解し、視野を広げることができた。	児童生徒の実践的態度の具現化。	
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	6 災害時における障がいのある人の避難等の支援	・ 避難行動要支援者支援事業	・ 避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。 ・ 避難行動要支援者同意者名簿を提供する。	危機管理課	【ゼロ予算事業】		A	同意者名簿については、7月に各区・自治会、警察、消防本部に提供した。(民生委員・児童委員、市社会福祉協議会へは福祉医療政策課から提供)	要配慮者や多様な人々がともに生活する意識を共有し、避難所内のレイアウトやルール作りを考え、避難者にとってより過ごしやすい避難所運営に活用することも踏まえて避難所運営マニュアルの改定をした。	個別避難計画の作成について区・自治会の取り組みに温度差がある。平時から避難所運営マニュアルに沿った訓練を実施する中で、さらに改善点等の見直しを行っていく必要がある。	
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	・ 福祉医療費助成制度	・ 障がいのある人への医療費自己負担金の助成を行う。	保険年金課	福祉医療給付事業		B	他課との連携により、新たに対象となる方に申請漏れがないよう、該当者への申請勧奨を行い制度周知に努めた。	障がいのある方の医療費負担を軽減することにより、対象者の生活の悩みや不安の解消の一助となった。	本人申請により受給券を交付する制度であることから、対象となる可能性がある方への案内に努めているが、申請漏れや、受給者であっても更新忘れなどがある。	
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	・ 福祉医療費助成制度	・ 障がいのある人への医療費自己負担金の助成を行う。	保険年金課	福祉医療給付事業(市単)		B	他課との連携により、新たに対象となる方に申請漏れがないよう、該当者への申請勧奨を行い制度周知に努めた。	障がいのある方の医療費負担を軽減することにより、対象者の生活の悩みや不安の解消の一助となった。	本人申請により受給券を交付する制度であることから、対象となる可能性がある方への案内に努めているが、申請漏れや、受給者であっても更新忘れなどがある。	
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	4 権利擁護に関する相談・支援	・ こうかあしんネット(甲賀市地域福祉権利擁護事業)	・ 福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理、通帳・証書等の預かりサービスを実施する。	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	地域福祉権利擁護事業		B	B	住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、利用者の自己選択、意思を尊重し関係機関と連携のもと本事業を実施。	5名の自立支援専門員、7名の生活支援員を配置し、相談援助にあたった。また、福祉なんでも相談会や各種会議への参画、広報を通じて本事業の利用促進、啓発に努めた。 ・事業利用契約者年度末数 110件 ・問い合わせ件数 19件 ・要調査相談件数 19件(41回) ・生活支援員による支援件数 8,403件	本事業について、継続した周知啓発が必要。 地域福祉権利擁護事業の相談援助件数に対する自立支援専門員数の不足。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	4 権利擁護に関する相談・支援	・ 成年後見制度の利用や、その他権利擁護に関する相談や支援等を実施する。事業については、甲賀圏域で設立した「NPO法人甲賀・湖南成年後見センターばんじー」にて実施する。(湖南市で委託契約を行い、本市から湖南市へ負担金を支払う。) ・ 成年後見制度利用支援事業	・ 成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を実施する。事業については、甲賀圏域で設立した「NPO法人甲賀・湖南成年後見センターばんじー」にて実施する。(湖南市で委託契約を行い、本市から湖南市へ負担金を支払う。) ・ 成年後見制度利用支援事業	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	成年後見制度利用支援事業		B	C	・ 随時成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を実施。 ・ 弁護士、司法書士による専門相談を毎月2回および高齢者・障がい者なんでも相談会を予約制で年2回実施。 ・ 甲賀市地域福祉計画に盛り込まれた成年後見制度利用促進計画の実施計画としての甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づき実施。	年間相談件数 延べ2,615件 弁護士相談23件、司法書士相談14件 なんでも相談会 7月 12件 2月 8件 ※件数は甲賀市・湖南市の合計	一時相談窓口の機能低下や地域包括支援センターとの連携に課題がある。また、相談の増加に伴うNPO法人ばんじーの体制強化。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	6 災害時における障がいのある人の避難等の支援	・ 避難行動要支援者支援事業	・ 避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。 ・ 避難行動要支援者名簿の更新および避難行動要支援者同意者名簿を提供する。 ・ 避難行動要支援者支援ネットワーク会議の運営を行う。	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	避難行動要支援者支援事業		A	B	・ 新規勧奨に対する返信率 約45% ・ 避難行動要支援者支援ネットワーク会議を1回開催し情報共有・情報交換を行った。 ・ 個別避難計画作成にかかる説明会を29回開催し、制度の周知ができた。 ・ モデル事業として新たに個別避難計画の作成16地区。	災害時要支援者避難支援計画(個別計画)のさらなる周知・啓発	
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	1 障がいのある人への就労や生活等の相談・支援	・ 関係機関との協力連携・継続的な就労支援・就労訓練を行える事業所の確保	・ 就労移行支援、就労継続支援A・B型事業所を確保する	障がい福祉課	就労準備支援事業				生活支援課へ事業統合	—	
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	・ 関係機関との協力連携・継続的な就労支援・就労訓練を行える事業所の確保	・ 知的障がい児の、福祉サービス利用援助、地域での自立生活支援を行う。	障がい福祉課	自立生活支援事業		B		自立訓練のため自立支援ホームで生活する障がいがある人の支援にかかる支援員設置経費の助成を行った。	支援人が設置されていることで、安心して自立に向けた生活が送れた。	退所後も安定した生活ができるよう継続的な日常支援が必要である。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	・ 関係機関との協力連携・継続的な就労支援・就労訓練を行える事業所の確保	・ 就労移行支援、就労継続支援A・B型事業所を確保する	障がい福祉課	就労準備支援事業				生活支援課へ事業統合	—	
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	・ 関係機関との協力連携・継続的な就労支援・就労訓練を行える事業所の確保	・ 障がいのある人の安定した就労を支えるサポーターを設置する。	障がい福祉課	就労サポーター設置事業		B		障がいがある人の職場適応、就労継続、定着を支援する就労サポーター設置事業に対し補助金の交付を行った。	障がいがある人への直接支援、企業との連携により就労が定着している。	障がいがある人が必要とする支援は多岐にわたることから、支援者の人材育成は重要課題であるが、福祉人材が減少傾向にある。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	・ 障がい者団体の移動販売に係る燃料代などの補助する。	・ 障がい者団体の移動販売に係る燃料代などの補助する。	障がい福祉課	移動販売事業				生活支援課へ事業統合	—	

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R4年度取組結果	成果	課題
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援		・ 在宅の障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、介護相談等を行う相談支援センター等の運営を委託する。	障がい福祉課	障害者(児)活動支援事業 精神障害者地域生活支援事業		B	障がいのある人やその家族などの相談支援、地域生活に関する情報の提供、関係機関との連携について業務委託を行った。(甲賀圏域事業) ・相談支援センターろーぶ(身体障がい) 延べ相談件数 4,304件 サロン 111回 ・生活支援センターしろやま(精神障がい) 延べ相談件数 3,238件 ・甲賀地域ネット相談サポートセンター(知的障がい)延べ相談件数 2,050件	福祉サービスの利用や健康・医療、就労など多岐にわたる相談・問い合わせに対応し、相談者の不安解消、実際のサービス利用につながった。	障がいのある人が必要とする支援は多岐にわたることから、相談員等の人材育成は重要課題である。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援		・ 退院可能な精神障がい者に対し、地域生活への移行、定着に向けた体制整備を図るための経費に対し、補助金を交付する。	障がい福祉課	精神障害者地域生活定着支援事業		B	精神障害者に対し、地域生活への移行に向けた地域活動拠点の体験や退院後の地域生活への支援を行った。	退院から地域生活への移行、定着に向けた体制整備を図りサービスにつなげられた。	精神に障がいがある人のサービス利用は増加傾向にある。長期の入院生活から地域移行、また地域生活を継続していくための支援や専門的な人材が必要である。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	2 意思疎通、コミュニケーションの支援(手話通訳・要約筆記・視覚支援等)	・ 意思疎通支援	・ 手話通訳、要約筆記を派遣する。 ・ 点字封筒を使用する。	障がい福祉課	手話通訳者派遣等事業		A	窓口到手話通訳者を2名配置した。市が取り組む講演やイベント等において手話通訳者や要約筆記者の派遣を行った。デフメール(聴覚障がい者専用スマートフォン)、緊急情報端末を活用し聴覚に障がいのある方への支援を行った。 また、視覚に障がいのある方に対し、登録者へ点字封筒での書類送付、市役所窓口へ音声読み上げ機器を設置、パンフレット等へ読み上げ用音声コードを印字する等視覚支援を実施した。	円滑なコミュニケーションが図れ、自立と社会参加に繋がった。	緊急時等対応のため、人員体制の確保が必要である。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	7 スポーツをはじめとする余暇活動への支援	・ 地域活動支援センターの充実	・ 地域活動支援センターの確保と充実を図る。	障がい福祉課	障害者(児)活動支援事業		B	障がいのある人の居場所づくり、地域交流、その活動の拠点として業務委託を行った。	サロンの定期開催、食事会、茶話会、外出、スポーツ等を実施し、余暇支援の充実を図った。	活動に関わるボランティアの育成や障害の理解を図るための啓発活動を推進する必要がある。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	2 障がいのある子どもの保護者への相談・支援	・ 育ちと学びの相談(のびのび相談・教育相談)	・ 子どもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する、子育て相談を行う。	発達支援課	相談支援事業		B	子どもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する、子育て相談を行った。実相談者数: 幼児 440人、小学生 250人、中学生 82人	発達に特性のある子どもとのかかわりについて、個別に相談をすることで子育ての不安を解消し、その子の特性に合った関わりができるようにサポートできた。	継続的に相談を行なう必要があるケースや、他課、他機関との連携が必要なケースも多い。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	2 障がいのある子どもの保護者への相談・支援	・ 保護者学習会	・ 子どもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する、連続の子育て学習会を行う。	発達支援課	啓発研修事業		B	子どもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する連続の子育て学習会を行なった(3回×1クール)。あいコムこうか及び秘書広報課YouTubeチャンネルにて、ベアレントレーニングに関する啓発番組を配信(5~7分×4本)。過去の啓発動画内容を隔月の情報誌(のびのび通信)も継続して発行し、HPおよび子育て支援センターや各保育園、保健センターにも配布した。	学習会参加は、延べ参加人数33人。参加者アンケートでは、子どもの特性に応じた子育てについて学ぶことで、子どもとの良好な関係をもつ手ごたえを感じ、子育ての見直しを持つことができた等の回答があった。秘書広報課YouTubeチャンネルは、R5.3.6時点での6本番組の全再生回数は1406回。	学習会に参加したくても、就労等の関係で連続して参加することが難しい方が多いと予想される。啓発に関する取り組みが十分に周知されていない。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	3 生涯を通じた支援体制の構築	・ 発達支援システムの構築	・ 関係機関連携による生涯を通じた発達支援システムの構築を行う。	発達支援課	発達支援システム推進事業		B	連携担当者会議は年2回開催。ワーキングが立ち上がり、課にまたがる課題の検討・改善を行った。	課にまたがる課題を複数課で検討でき、システムが有機的に機能することができた。	各課がシステムの中で担う役割や進捗状況をより具体的に認識できるようにしていく必要がある。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	5 子どものころからの療育の充実、学校・園での支援	・ こじか教室	・ 就学前の発達に遅れや偏りのある幼児が保護者とともに通う児童発達支援事業(療育)を行う。	発達支援課	児童発達支援事業		B	就学前の発達に遅れや偏りのある幼児が保護者とともに通う児童発達支援事業(療育)を行った。児童発達支援事業通園児童103名。保育所等訪問支援事業 4名。	感染症対策を取りながら、前期15クラス、後期16クラスのクラス指導を実施し、子どもの発達の特徴や関わり方を保護者とともに考えることができた。	センターが目指す支援や、取り組みのねらいなどが保護者と共通理解できていないことがある。保育所等訪問支援事業についての理解が不十分な圏がある。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	5 子どものころからの療育の充実、学校・園での支援	・ ことばの教室	・ ことば、コミュニケーション等に課題を持つ児童(年長~小中学生)に対する個別、小グループ指導を行う。	発達支援課	ことばの教室事業			幼児ことばの教室は令和3年3月末で閉鎖		
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	1 障がいのある人への就労や生活等の相談・支援	・ 就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業		B	関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	適切な連携のために関係機関との情報の共有に努める。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	1 障がいのある人への就労や生活等の相談・支援		・ 甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター(しがらき会)の職場開拓員の費用を負担し、就労面と生活面での支援を行う。	商工労政課	甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター事業		B	甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター(しがらき会)の職場開拓員の費用を負担し、就労面と生活面での支援を行った。負担金の支払いを実施した。	障がい者の地域での職業、生活における自立と社会参加の促進を図った。	特に課題はなく、引き続き負担金を支出する。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	1 障がいのある人への就労や生活等の相談・支援		・ 障がい者の地域社会での自立促進のための事業を実施する、信楽町職親会に補助金を交付する。	商工労政課	職親会活動補助事業		B	障がい者の地域社会での自立促進のための事業を実施し、信楽町職親会に補助金を交付した。補助金の支払いを実施した。	障がい者の社会復帰に寄与した。	特に課題はなく、引き続き補助金を交付する。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	1 障がいのある人への就労や生活等の相談・支援	・ 障がい者就職面接会	・ 市内企業との合同就職面接会を行う。	商工労政課	障がい者就職面接会開催事業		A	市内企業との合同就職面接会を行った。	出展企業10社(内甲賀市7社)、参加者20名、内定者8名(甲賀市4名)	湖南市と合同開催し求職者の選択肢を増やし、マッチング率を上げる。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	・ 就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業		B	関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	適切な連携のために関係機関との情報の共有に努める。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	・ 障がい者就職面接会	・ 市内企業との合同就職面接会を行う。	商工労政課	障がい者就職面接会開催事業		A	市内企業との合同就職面接会を行った。	出展企業10社(内甲賀市7社)、参加者20名、内定者8名(甲賀市4名)	湖南市と合同開催し求職者の選択肢を増やし、マッチング率を上げる。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R4年度取組結果	成果	課題
4	障がい 2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援		・ 甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター(しがらき会)の職場開拓員の費用を負担し、就労面と生活面での支援を行う。	商工労政課	甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター事業	A		甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター(しがらき会)の職場開拓員の費用を負担し、就労面と生活面での支援を行った。負担金の支払いを実施した。	障がい者の地域での職業、生活における自立と社会参加の促進を図った。	特に課題はなく、引き続き負担金を支出する。
4	障がい 2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援		・ 障がい者の地域社会での自立促進のための事業を実施する、信楽町職親会に補助金を交付する。	商工労政課	職親会活動補助事業	B		障がい者の地域社会での自立促進のための事業を実施し、信楽町職親会に補助金を交付した。補助金の支払いを実施した。	障がい者の社会復帰に寄与した。	特に課題はなく、引き続き補助金を交付する。
4	障がい 2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	2 障がいのある子どもの保護者への相談・支援	・ 甲賀市特別支援教育就学奨励費	・ 特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者負担を軽減するため、援助を行う。	学校教育課	特別支援教育就学奨励事業(小・中学校)	A		特別支援学級に在籍する小中学校の児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、学用品費、通学用品費、給食費、校外活動費等を支給した。	特別支援学級に在籍する小中学校の児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減し、児童生徒は、安心して学校生活を送ることができた。	生活が困窮している世帯については、要保護・準要保護児童生徒就学援助費の申請が優先できることを知らない保護者がいる。
4	障がい 2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	4 障がいのある子どもの保護者への子育て支援	・ 就学・進路に向けてのつどい	・ 特別支援教育についての啓発・保護者交流会を実施する。	学校教育課	特別支援事業	A		就学に向けてのつどいは5月、進路に向けてのつどいは2月に実施した。新たに予約制の就学相談会を6月に実施した。	甲賀市の特別支援教育について参加者(保護者)に理解していただくことができた。	参加されていない保護者への啓発。新たな啓発方法での実施検討。
4	障がい 2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	5 子どものころからの療育の充実、学校・園での支援	・ 学生支援活用事業	・ 学生支援員による児童生徒の学習又は生活活動の支援を行う。	学校教育課	特別支援事業			本事業は実施していない。		
4	障がい 2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	5 子どものころからの療育の充実、学校・園での支援	・ 読み書きのステップアップ事業	・ 多様な学びの場として、巡回指導員による個別または少人数での指導(個別指導)を実施する。	学校教育課	読み書きステップアップ事業	A		市内18校へ巡回指導を実施。	児童の特性や教育的ニーズに合わせた指導を行うことができた。	対象者(希望者)の増加。
4	障がい 3 虐待の防止と早期発見・早期対応への取り組み	2 相談・支援	3 障がいのある人への虐待被害の相談・支援	・ 障害者虐待防止ネットワーク事業	・ 障がい者に対する虐待の禁止および防止、虐待を受けた障がい者に対する保護のための措置、養護者に対する支援を行う。	障がい福祉課	障害者虐待防止ネットワーク事業	B		年1回(内1回はコロナ対策により中止)のネットワーク会議、年1回(コロナ対策により回数減)の虐待検討会議を開催した。また、障がい者虐待の通報・相談、その後の本人および養護者の支援についてはすべて対応することができた。	昨年度に比べ新規通報件数が減少した。	事実確認が不十分でコア会議で判断できないケースがあった。
5	同和問題 1 同和問題解決のための啓発活動	1 教育・啓発	1 心理的差別の解消に向けた教育・啓発	・ 地域交流促進事業	・ 地域総合センターにおいて各種教室、文化祭等を開催する。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	B		地域総合センターにおいて各種教室、文化祭等を開催した。ただし、コロナ禍につき一部規模縮小や中止した。	規模を縮小した中ではあったが、展示やビデオ等による人権啓発活動ができた。	地域の自主自立に向け、事業の一部を自主運営に移行できるよう事業の見直しを行う。
5	同和問題 1 同和問題解決のための啓発活動	1 教育・啓発	1 心理的差別の解消に向けた教育・啓発	・ 人権教育啓発事業	・ 学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	B		市人権教育推進協議会と連携し、協議会発行の啓発紙において、9月の同和問題啓発強調月間にあたり啓発を行った。また、啓発物品を公共施設の窓口に設置したほか、企業及び団体等に配布した。	啓発紙の全戸配布により、市内のほぼ全世帯に対し周知できた。	人権教育連続セミナー等の開催にあたって、参加者を増やすことの検討が必要
5	同和問題 1 同和問題解決のための啓発活動	1 教育・啓発	2 不動産差別の解消に向けた教育・啓発	・ 福祉と人権のまちづくり事業	・ 不動産差別解消に向けた啓発物を配布する。	人権推進課	人権文化醸成事業	B		不動産差別解消に特化した啓発物は配布していないが、同和問題について啓発紙による啓発を実施した。	差別の解消について、啓発することができた。	効果的な啓発を図る必要がある。
5	同和問題 1 同和問題解決のための啓発活動	3 事業や制度	1 あらゆる同和問題の解消に向けた取組の推進	・ 同和・人権事業促進協議会活動補助金	・ 同和・人権事業促進協議会が実施する同和問題の解消に向けた活動に対して補助する。	人権推進課	人権文化醸成事業	B		同和・人権事業促進協議会が実施する同和問題の解消に向けた活動に対して補助した。	水平社設立100年の節目に当たり水平社博物館を見学するなど、基本に立ちかえり同和問題の解消に向けた研修を行った。	高齢化により参加者が減少し組織の在り方を検討していく必要がある。
5	同和問題 1 同和問題解決のための啓発活動	3 事業や制度	3 地域総合センターや公民館等における住民交流の促進	・ 地域交流促進事業	・ 地域総合センターにおいて各種教室、文化祭等を開催する。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	B		地域総合センターにおいて各種教室、文化祭等を開催した。ただし、コロナ禍につき一部規模縮小や中止した。	規模を縮小した中ではあったが、展示やビデオ等による人権啓発活動ができた。	地域の自主自立に向け、事業の一部を自主運営に移行できるよう事業の見直しを行う。
5	同和問題 1 同和問題解決のための啓発活動	1 教育・啓発	1 心理的差別の解消に向けた教育・啓発	・ 授業や学習会等による学習・啓発	・ 市人権教育基盤プラン(改訂版)に基づく教育および啓発を進める。道徳・学級活動等による学習をする。	学校教育課(人権推進課)	授業や学習会等による学習・啓発	A		基盤プランに即した人権学習の授業実践。	人権学習を通して、児童生徒の人権感覚を高めることができた。	児童生徒の実践的態度の具現化。
5	同和問題 1 同和問題解決のための啓発活動	3 事業や制度	3 地域総合センターや公民館等における住民交流の促進	・ 公民館事業	・ 地域人材による、人づくり・地域づくりの講座により交流を図る。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	C		夢の学習において、個別の身近に課題を感じる市民が主体的に活動する「夢のHEYA事業」に取り組み、75の夢のHEYAで活動が行われた。	夢の学習は、ボランティアスタッフとして多くの高齢者が参画しており、生きがいと健康寿命につながっている。	課題に対する実践の具体化。
5	同和問題 2 自立に向けた各種支援	2 相談・支援	2 地域総合センターにおける相談・支援	・ 地域総合センター運営事業	・ 就労、福祉、教育等にかかる相談・支援を行う。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	B		各地域総合センターが、身近な相談機関として機能した。	各地域総合センターが、身近な相談機関として機能した。	相談内容が就労・教育から福祉へ変化しつつある中、相談に的確に応じるためには、地域総合センター職員のスキルアップが必要である。
5	同和問題 2 自立に向けた各種支援	2 相談・支援	3 各種施策を活用した生活支援	・ 地域総合センター運営事業	・ 地域総合センターから庁内関係課につなぐ。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	B		関係各課に繋ぎ、専門的な各種施策を活用した支援に繋がった。	関係各課に繋ぎ、専門的な各種施策を活用した支援に繋がった。	相談に的確に応じるためには、地域総合センター職員のスキルアップが必要である。
5	同和問題 2 自立に向けた各種支援	3 事業や制度	2 各種支援につなげる相談体制の構築	・ 地域総合センター運営事業	・ 就労、福祉、教育等にかかる相談・支援を行う。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	B		関係各課に繋ぎ、専門的な各種施策を活用した支援に繋がった。	関係各課に繋ぎ、専門的な各種施策を活用した支援に繋がった。	相談に的確に応じるためには、地域総合センター職員のスキルアップが必要である。
5	同和問題 2 自立に向けた各種支援	3 事業や制度	4 地域総合センターや公民館等における子どもの学習支援	・ 自主活動学級	・ 小中学生の学習会等の開催を行う。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	B		コロナ禍ではあったが、子どもの学習支援ができた。	子どもの学習支援ができた。	子どもの数が減少しており、今後学習会をどうしていくか検討する必要がある。
5	同和問題 2 自立に向けた各種支援	1 教育・啓発	5 企業・事業所でのセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止啓発	・ 事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による企業訪問	・ 企業が人権問題について正しい理解と認識を深め人権尊重の職場作りを推進するため企業訪問による啓発をする。	商工労政課	企業内人権研修事業	A		企業が人権問題について正しい理解と認識を深め人権尊重の職場作りを推進するため企業訪問による啓発をした。	企業訪問件数 216件 人権講師派遣 13社	訪問先の企業、事業所が必要とする情報等を適時適切に把握、提供し、公正な採用選考や人権啓発を推進する。
5	同和問題 2 自立に向けた各種支援	2 相談・支援	1 学習、進路、就労、生活等の相談・支援	・ 就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B		関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	適切な連携のために関係機関との情報の共有に努める。
5	同和問題 2 自立に向けた各種支援	3 事業や制度	2 各種支援につなげる相談体制の構築	・ 就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B		関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	適切な連携のために関係機関との情報の共有に努める。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R4年度取組結果	成果	課題
5 同和問題	2 自立に向けた各種支援	3 事業や制度	4 地域総合センターや公民館等における子どもの学習支援	・土曜学習事業	・宿題応援や書道などの事業を行い、学習支援と子どもの居場所づくりに繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	A		学習支援活動は、348回実施した。	引き続きコロナ禍であったが、感染対策を取りながら、子どもたちの多様な学習機会となった。	指導者の確保。
5 同和問題	3 「えせ同和行為」への対応のための、情報提供と相談体制の強化	1 教育・啓発	3 えせ同和行為に毅然として対応するための教育・啓発	・人権教育啓発事業	・学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	B		えせ同和行為のみに特化したことは実施できていないが、成人の集いに啓発物による相談先の紹介を行った。	成人の集いにおいて700人を超える参加者に啓発・案内チラシを配布することができた。	更なる啓発方法について検討していく必要がある。
5 同和問題	3 「えせ同和行為」への対応のための、情報提供と相談体制の強化	1 教育・啓発	3 えせ同和行為に毅然として対応するための教育・啓発	・人権文化醸成事業	・えせ同和行為に関する情報を庁内で情報共有する。	人権推進課	人権文化醸成事業	B		えせ同和行為に関する情報提供はなかった。	えせ同和行為についての相談はなかった。	えせ同和行為は全国的に減少しているが、仮にに遭遇しても、毅然と対応できるような情報提供が必要
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	5 災害時における外国人の避難等の支援	・避難行動要支援者支援事業	・避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。 ・防災情報・避難情報の多言語化(やさしい日本語含む)	危機管理課	【ゼロ予算事業】	A	A	・緊急情報伝達システムの多言語対応機能の運用。 ・災害時多言語情報センター訓練への参加(国際交流協会)	要配慮者や多様な人々がともに生活する意識を共有し、避難所内のレイアウトやルール作りを考え、避難者にとってより過ごしやすい避難所運営に活用することも踏まえて避難所運営マニュアルの改定をした。	・緊急情報伝達システムの登録者数を増加させたい。平時から避難所運営マニュアルに沿った訓練等を実施する中で、さらに改善点等の見直しを行っていく必要がある。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・支援	・総合窓口設置	・総合窓口設置に向けた協議をする。	市民活動推進課(政策推進課分)	ゼロ予算事業	B		多言語通訳タブレットの増台(5台→8台)	タブレット相談件数 317件/年 人権相談1件	・通訳と相談が混在し、通訳業務に時間がかかり、相談者への対応ができなくなる可能性がある。 ・タブレットを使用した三者間通訳が可能であることをうまく周知できていないため、相談件数が多いとは言えない。(ポルトガル語・スペイン語圏の市民は主に生活環境課の外国人相談員に相談している)
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・支援	・おしゃべりカフェ開催(国際交流協会補助金)	・おしゃべりカフェを開催(国際交流協会補助金)する。	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会運営補助事業	C		しゃべりば+外国人相談会の実施(6月から月1回)	参加者:毎回2~5名(うち外国人1~2人)	・大々的に情報発信はせず、身近な人に声をかけることに重きを置いたため、一定の外国人市民にしか広まらなかった。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・支援	・おしゃべりカフェ開催(国際交流協会補助金)	・おしゃべりカフェを開催(国際交流協会補助金)する。	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会事業補助事業	C		同上	同上	同上
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	2 子どもたちへの教育・相談・支援	・日本語学習支援関連事業(国際交流協会補助金)	・日本語学習支援関連事業を行う。(国際交流協会補助金)	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会運営補助事業	B		子ども学習会の開催(毎週土曜日昼)	学習者最大27名 ボランティア最大23名	・学校外で外国ルーツの子ども学習を支援できる場がボランティア主体の子ども学習会しかなく、受け皿的存在になり、ボランティアでできる範囲を超え負担になっている。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	2 子どもたちへの教育・相談・支援	・日本語学習支援関連事業(国際交流協会補助金)	・日本語学習支援関連事業を行う。(国際交流協会補助金)	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会事業補助事業	B		同上	同上	同上
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	2 子どもたちへのことば、学習および生活の支援	・日本語学習支援関連事業(国際交流協会補助金)	・日本語学習支援関連事業を行う。(国際交流協会補助金)	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会運営補助事業	B		同上	同上	同上
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	2 子どもたちへのことば、学習および生活の支援	・日本語学習支援関連事業(国際交流協会補助金)	・日本語学習支援関連事業を行う。(国際交流協会補助金)	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会事業補助事業	B		同上	同上	同上
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	5 災害時における外国人の避難等の支援	・災害時多言語支援調査検討事業	・災害時多言語支援センター設置協定の締結に向けた検討をする。	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会運営補助事業	C		・多文化共生防災会議の実施(計4回) ・多言語情報センター設置運営訓練の実施(11月13日甲賀市総合防災訓練内)	・防災訓練参加外国人市民4名	・会議の内容が反映されていない。 ・多言語情報センター設置後の動きをもう少し詳しく行うべきだった。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	5 災害時における外国人の避難等の支援	・災害時多言語支援調査検討事業	・災害時多言語支援センター設置協定の締結に向けた検討をする。	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会事業補助事業	C		同上	同上	同上
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・支援	・ポルトガル語通訳設置 ・日常生活の情報提供	・ポルトガル語通訳配置による窓口での通訳業務を実施する。 ・行政文書のポルトガル語翻訳を行う。 ・ポルトガル語の広報紙発行する。 ・市ホームページのポルトガル語翻訳を行う。	生活環境課	国際化推進事業	A		ポルトガル語通訳(相談)は11,163件、通知書や案内などの翻訳は154ページだった。また、広報や市ホームページの翻訳も行った。	通訳(相談)は、前年度比+687件、106.5%と増加したが、翻訳は△114ページ、57.4%と少なかった。通訳(相談)では、複数の課や関係機関と連携をとり、対応することができた。	対応可能な言語が限定される。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・支援	・生活支援窓口の設置	・「生活支援窓口」にて、生活に不安を抱えている方や仕事につく自信のない方など、生活の困りごとの相談を介して行う。	生活支援課	生活困窮者自立支援事業	B		相談者の状況に応じて、関係機関と連携し、必要な支援を行った。 新規相談件数253件(うち、外国人59件)	関係機関と連携し、自立に向けた支援を行うことができた。 ポルトガル語通訳ができる相談員を配置したことで、スムーズに意思疎通ができた。	言葉が通じづらい、生活習慣の違いなど外国人特有の困りごとや、庁舎内に通訳がいない言語の方が来られたときは対応に苦慮することがある。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・支援	・就労相談事業	・就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B		関係機関と連携して対応した。 相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	適切な連携のために関係機関との情報の共有に努める。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	1 就労支援、高齢者・要介護者の生活支援	・就労相談事業	・就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B		関係機関と連携して対応した。 相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	適切な連携のために関係機関との情報の共有に努める。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	2 子どもたちへの教育・相談・支援	・母語支援員の設置	・母語支援員による教育・相談・支援を行う。	学校教育課	母語支援事業	A		日本語指導が必要な児童生徒・保護者の思いに寄り添い、母語支援による効果的かつきめ細やかな教育や相談、支援が実現した。	個々の課題や保護者の考えを丁寧に把握する中で適切な対応することで、安心して学校生活を送ることに大いに寄与した。	突発的な対応や保護者からの多岐にわたる相談事案(就学指導や生徒指導、家庭の問題等)にいかに対応するか。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	2 子どもたちへのことば、学習および生活の支援	・母語支援員の設置	・母語支援員による学習および学校生活の支援を行う。	学校教育課	母語支援事業	A		安心して学習に向かい学ぶ力を伸ばすべく、特別な教育課程による日本語指導や個に応じた学習支援の充実を図った。	個の能力に応じた学習支援を充実することにより、確かな学ぶ力の向上を図ることで、児童生徒及び保護者の不安感を軽減することができた。	学習や生活支援の時間を多く確保する。さらなる多言語支援に対応する必要がある。日本語初期指導教室で学ぶ必要がある児童生徒が増加傾向であることへの対応。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	4 公共施設、学校等でのコミュニケーション支援	・公民館事業(語学講座、食文化の体験など)	・英会話教室、英語でクッキングなどを通じ、外国語に親しむ機会を設定する。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	C		「夢の学習」事業で、英語、韓国語、中国語の学習を11回行った。	外国語を学び、料理交流を組み合わせるなど、国際交流・異文化理解につながった。	課題が明確になっていない。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R4年度取組結果	成果	課題
6 外国人	2 外国人への偏見をなくすための教育啓発と地域への参画の推進	1 教育・啓発	1 多文化共生に向けた教育・啓発	日本語教室の開催 やさしい日本語研修の実施 多文化共生啓発紙の発行	日本語教室を開催する。 やさしい日本語研修を実施する。 多文化共生啓発紙の発行する。	市民活動推進課 (政策推進課分)	国際交流協会運営補助事業	A		日本語教室「虹」(毎週月曜日昼、個別指導あり)「にんじや」(隔週土曜日夜)の実施 オンライン交流会の実施(月2回) 多文化共生推進庁内チーム会議にてやさしい日本語研修を実施	・「虹」参加者:前期22名、後期11名 ・「にんじや」参加者:前期19名、後期33名 ・オンライン交流会参加者:毎回10名前後	・「虹」「にんじや」ともにボランティア活動なので、全く日本語が話せない方の対応に困っている。 ・日本語学習の要望が多く、定員オーバーで教室に入れられない外国人市民もいる。
6 外国人	2 外国人への偏見をなくすための教育啓発と地域への参画の推進	1 教育・啓発	1 多文化共生に向けた教育・啓発	日本語教室の開催 やさしい日本語研修の実施 多文化共生啓発紙の発行	日本語教室を開催する。 やさしい日本語研修を実施する。 多文化共生啓発紙の発行する。	市民活動推進課 (政策推進課分)	国際交流協会事業補助事業	A	同上		同上	同上
6 外国人	2 外国人への偏見をなくすための教育啓発と地域への参画の推進	3 事業や制度	3 外国人の地域等への参画の推進	ともに生きる地域づくり事業(国際交流協会補助金)	ともに生きる地域づくり事業(国際交流協会補助金)を実施する。	市民活動推進課 (政策推進課分)	国際交流協会運営補助事業	C		しゃべりば+外国人相談会の実施(6月から月1回)	・日本人外国人関係なく交流を深めることができた。	・大々的に情報発信はせず、身近な人に声をかけることに重きを置いたため、一定の外国人市民にしか広まらなかった。
6 外国人	2 外国人への偏見をなくすための教育啓発と地域への参画の推進	3 事業や制度	3 外国人の地域等への参画の推進	ともに生きる地域づくり事業(国際交流協会補助金)	ともに生きる地域づくり事業(国際交流協会補助金)を実施する。	市民活動推進課 (政策推進課分)	国際交流協会事業補助事業	C	同上		同上	同上
6 外国人	2 外国人への偏見をなくすための教育啓発と地域への参画の推進	1 教育・啓発	2 ヘイトスピーチに対する教育・啓発	人権教育啓発事業	学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	B		市人権教育推進協議会と連携し、多文化共生をテーマとする講演会を開催した。	多文化共生に関する啓発を推進できた。	外国人に対する偏見の根底には思い込みや不安などが考えられ、より一層の啓発と交流の促進が課題である。
7 ネット	1 情報化がもたらす社会的影響と個人の責任やモラルについての教育	1 教育・啓発	1 インターネット上での人権侵害の防止や情報モラルの向上につながる教育・啓発	人権教育啓発事業	学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	B		市人権教育推進協議会と連携し、協議会発行の啓発紙において、ネット上での部落差別について啓発を行った。	啓発紙の全戸配布により、市内のほぼ全世帯に対し周知できた。	ネット上での差別について具体的に考える機会を設定するなど、より一層の啓発と交流の促進が課題である。
7 ネット	1 情報化がもたらす社会的影響と個人の責任やモラルについての教育	2 相談・支援	1 インターネットによる人権侵害に対する相談先の周知	相談対応及び相談先の周知	相談に対応するとともに、相談先の周知を行う。	人権推進課	人権文化醸成事業	B		男女の悩みごと相談窓口における、インターネットによる人権の問い合わせはなかった。	男女の悩みごと相談窓口における、インターネットによる人権の問い合わせはなかった。	インターネットによる人権侵害の問い合わせは少ない。
7 ネット	1 情報化がもたらす社会的影響と個人の責任やモラルについての教育	1 教育・啓発	1 インターネット上での人権侵害の防止や情報モラルの向上につながる教育・啓発	インターネット上のいじめ対策推進事業	インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するための事業に要する経費補助を行う。	学校教育課	子どものいじめ問題対策事業	A		スマホ啓発資料の小中学校児童生徒全家庭への配布及び、防犯やネット犯罪防止等のための「子ども手帳」の配布。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避について啓発することができた。	主体的な実践力の向上。
7 ネット	1 情報化がもたらす社会的影響と個人の責任やモラルについての教育	2 相談・支援	1 インターネットによる人権侵害に対する相談先の周知	各種相談ダイヤル等の周知	県教育委員会による相談ダイヤル等の児童生徒、保護者への周知をする。	学校教育課	各種相談ダイヤル等の周知	A		各種人権ダイヤル等のカードの配布と周知の徹底。	カードの配布と周知活動により、電話相談があり、対応できた。	人権ダイヤルの具体的な取組内容の周知。
7 ネット	2 人権意識をもったインターネットの使用についての啓発	1 教育・啓発	2 インターネットの安心安全な使い方の教育・啓発	インターネット上のいじめ対策推進事業	インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するための事業に要する経費補助を行う。	学校教育課	子どものいじめ問題対策事業	A		スマホ啓発資料の小中学校児童生徒全家庭への配布及び、防犯やネット犯罪防止等のための「子ども手帳」の配布。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避について啓発することができた。	主体的な実践力の向上。
7 ネット	3 保護者に対する研修の実施	1 教育・啓発	1 インターネット上での人権侵害の防止や情報モラルの向上につながる教育・啓発	人権教育啓発事業	保護者に学習機会を提供する。	人権推進課	人権教育啓発事業	B		小学校2校・中学校2校で、SNSにおけるトラブル防止を啓発する親子対象の講演会を開催した。また小学校1校では、ネットに関する内容を含む資料を配布し、親子での話し合いを促進した。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避について啓発することができた。	現状に即した課題の把握と各家庭での主体的な実践力の向上。
7 ネット	3 保護者に対する研修の実施	1 教育・啓発	2 インターネットの安心安全な使い方の教育・啓発	人権教育啓発事業	保護者に学習機会を提供する。	人権推進課	人権教育啓発事業	B		小学校2校・中学校2校で、SNSにおけるトラブル防止を啓発する親子対象の講演会を開催した。また小学校1校では、ネットに関する内容を含む資料を配布し、親子での話し合いを促進した。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避について啓発することができた。	現状に即した課題の把握と各家庭での主体的な実践力の向上。
7 ネット	3 保護者に対する研修の実施	1 教育・啓発	1 インターネット上での人権侵害の防止や情報モラルの向上につながる教育・啓発	インターネット上のいじめ対策推進事業	インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するための事業に要する経費補助を行う。	学校教育課	子どものいじめ問題対策事業	A		スマホ啓発資料の小中学校児童生徒全家庭への配布及び、防犯やネット犯罪防止等のための「子ども手帳」の配布。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避について啓発することができた。	主体的な実践力の向上。
7 ネット	3 保護者に対する研修の実施	1 教育・啓発	2 インターネットの安心安全な使い方の教育・啓発	インターネット上のいじめ対策推進事業	インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するための事業に要する経費補助を行う。	学校教育課	子どものいじめ問題対策事業	A		スマホ啓発資料の小中学校児童生徒全家庭への配布及び、防犯やネット犯罪防止等のための「子ども手帳」の配布。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避について啓発することができた。	主体的な実践力の向上。
8 その他	1 性的マイノリティの人々に対する理解と啓発推進	1 教育・啓発	1 性的マイノリティに関する正しい理解のための教育・啓発	人権教育啓発事業	学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	B		12月にLGBTQ+をテーマにして人権教育連続セミナーをWEB配信により開催した。また、市人権教育推進協議会と連携し、協議会発行の啓発紙において、性の多様性を取り上げた。	コロナ禍のため集会方式ではなく、WEB配信による開催となったが、多くの方に視聴いただき啓発ができた。	性的マイノリティの人々に対する理解については、他の人権課題と比べてもまだまだ浸透していないところが課題。
8 その他	1 性的マイノリティの人々に対する理解と啓発推進	1 教育・啓発	1 性的マイノリティに関する正しい理解のための教育・啓発	授業や学習会等による学習・啓発	市人権教育基底プラン(改訂版)に基づく教育および啓発を進める。	学校教育課	授業や学習会等による学習・啓発	A		人権授業研究会における授業の研究と研究会の開催。	児童生徒の心に響く授業の在り方と教職員の人権意識の向上を、研究を通して行えた。	児童生徒の実践的態度の具現化。
8 その他	1 性的マイノリティの人々に対する理解と啓発推進	2 相談・支援	1 学校での性的マイノリティの子どもへの配慮	文科省通知の周知	「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等について(教職員向け)」(H28文科省)を周知徹底する。	学校教育課	文科省通知の周知	A		市内各小中学校に文書、メールを送付し周知。	職員会議や件数等での通知を周知し、共通理解を図れた。	周知の伝達における学校現場の時間確保。
8 その他	2 その他様々な人権問題についての啓発の推進	1 教育・啓発	2 その他さまざまな人権課題への教育・啓発	人権教育啓発事業	さまざまな機会をとらえて、市民や行政職員等に新たな人権情報を提供する。学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	B		新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、多くの啓発活動が中止や形を変えての実施となったが、講演のWEB配信や啓発チラシ、啓発物品を配布するなど様々な方法で啓発に努めた。	コロナ禍のため集会方式ではなく、WEB配信による開催となったが、多くの方に視聴いただき啓発ができた。	全世代やいろいろな分野の方に参加してもらえよう、啓発方法などを検討する。
8 その他	2 その他様々な人権問題についての啓発の推進	1 教育・啓発	2 その他さまざまな人権課題への教育・啓発	公民館事業(シルバー大学・夢の学習)	人権感覚を磨くため、テーマを設けて講座を開講する。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	B		シルバー大学は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開講式は開催せず植樹祭開催の関係で開校を1ヶ月遅くした。「夢の学習」では、障のある方に講師として学習指導していただいた。	シルバー大学の開講式は開催しなかったが、予定していた講座は開催して学習成果があったとともに仲間づくりに寄与できた。「夢の学習」では障がい者が地域社会で活動する機会となった。	シルバー大学は、新規受講者の増えないことや、講座開催を維持するにあたり指導者の人材確保が課題である。夢の学習は、ボランティアの確保が課題である。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R4年度取組結果	成果	課題
8 その他	3 新たな人権問題を社会問題としてとらえる教育・啓発	1 教育・啓発	2 その他さまざまな人権課題への教育・啓発	・ 人権教育啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな機会をとらえて、市民や行政職員等に新たな人権情報を提供する。</li> <li>学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。</li> </ul>	人権推進課	人権教育啓発事業	B		新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、多くの啓発活動が中止や形を変えての実施となったが、講演のWEB配信や啓発チラシ、啓発物品を配布するなど様々な方法で啓発に努めた。	コロナ禍のため集会方式ではなく、WEB配信による開催となったが、多くの方に視聴いただき啓発ができた。 また、職員についても全職員研修や各課単位での研修を実施した。	様々な方法や場で啓発を続ける必要がある。

## 2. 人権に関する総合計画（相談窓口別相談件数）

単位：件

区分	相談窓口名称	内容	所管課	相談件数				
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人権全般	男女の悩みごと相談窓口	家庭や職場等での男女間の悩みごとの相談	人権推進課	208	109	96	237	87
子ども	乳幼児発達相談	子どもの発達に関する相談	すこやか支援課	213	192	185	142	114
子ども	すこやか相談	子どもの成長や育児、食事のことなどの相談 妊婦及び母親の体調やこころの相談	すこやか支援課	402	476	320	262	202
子ども	ひとり親(母子・父子)家庭相談	ひとり親家庭や寡婦の方を対象とした、自立に向けた生活相談	子育て政策課	296	269	212	340	327
子ども	子育て相談	子どもの発達や成長、しつけ、遊び、健康、食事など子育てに関する心配ごとの相談	子育て政策課	1,131	1,150	1,084	1,320	1,024
子ども	児童家庭相談	家庭での子育ての不安や悩みについての相談	家庭児童相談室	254	289	524	537	570
子ども	育ちと学びの相談窓口	子どもの教育・発達・心理に関する悩みごとや困りごとの相談	発達支援課	2,243	2,932 ※就学前～中学	2,252	3,319	3,500
青少年	思春期・青年期のなやみごと相談窓口	高校生～25歳くらいまでの方の発達・心理相談	発達支援課	616	781 ※中卒以上～20代	498	414	559
青少年	少年センター相談 活動少年センター	青少年の抱える悩みや諸問題(非行・不良行為、不登校、いじめ、交友、就労、就学等)の相談	社会教育スポーツ課	891	880	1,493	1,510	1,320
高齢者	介護保険および高齢者に関する総合相談	介護保険および高齢者に関する総合相談	長寿福祉課	2,313	2,315	2,548	2,443	2,512
障がいの ある人	障害者虐待防止センター	障害者の虐待防止に関する相談	障がい福祉課	14	17	6	20	8
障がいの ある人	障害者差別解消法相談窓口	障害者差別解消法に関する相談窓口	障がい福祉課	1	3	2	1	0
健康	健康相談・栄養相談	健診結果についての相談・からだの相談・こころの相談・栄養相談	すこやか支援課	107	64	13	57	101
健康	健康医療相談窓口	医療・健康・福祉に関する総合相談	信楽中央病院	36	34	0	30	11
結婚	結婚相談会(婚活支援)	パートナーを見つけるお手伝い	政策推進課	214	218	172	202	284
消費相談	甲賀市消費生活センター	悪質商法の被害やトラブル、借金の整理方法の相談など消費生活相談	生活環境課	506	497	500	448	473
困りごと	法律相談	弁護士による困りごとについての相談	総務課(法務係)	平成29年度で事業終了				
困りごと	生活支援窓口	生活の不安や心配などの相談	生活支援課	2,287	2,608	3,023	2,512	3,893
働く	就労相談	就職・転職のための情報提供や公共職業安定所への取次ぎ	商工労政課	666	362	-	-	-
働く	新規就農相談	新たに農業を始めることについての相談	農業振興課	6	8	6	14	17
行政	行政相談	国の仕事や特殊法人の業務についての相談	生活環境課	41	43	24	19	29
DV	DV相談	配偶者等からの暴力に関する相談	家庭児童相談室	64	35	144	104	112

### 3. 人権に関する総合計画（分野別資料）

#### （1）子どもの人権

児童虐待相談件数（家庭児童相談室）

単位：件

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規・継続の別	新規	214	256	399	388	405
	継続	256	301	260	284	184
虐待種別	身体的虐待	130	189	215	171	130
	ネグレクト	129	125	159	195	211
	心理的虐待	205	236	282	301	245
	性的虐待	6	7	3	5	3
	計	470	557	659	672	589

いじめ認知件数（学校教育課）

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	147	149	142	185	124
中学校	42	43	37	55	72

#### （2）高齢者の人権

要介護認定者数等（長寿福祉課）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要支援1	701	703	658	631	615
要支援2	590	594	544	564	510
要介護1	902	894	938	994	998
要介護2	720	806	767	770	799
要介護3	583	572	653	643	667
要介護4	501	545	557	575	589
要介護5	497	482	465	439	446
合計	4,494	4,596	4,582	4,616	4,624

高齢者虐待相談・通報件数（長寿福祉課）

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規	50	79	61	42	45
継続	45	53	53	42	23
合計	95	132	114	84	68



(3) 障がいのある人の人権

障害者手帳所持者数 (障がい福祉課)

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	3,645	3,637	3,499	3,492	3,405
療育手帳	1,049	1,093	1,149	1,187	1,233
精神障害者保健福祉手帳	613	635	660	695	759
合計	5,307	5,365	5,308	5,374	5,397

障害者虐待相談件数 (障がい福祉課)

単位：件

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規・継続の別	新規	14	17	6	20	8
	継続	9	11	10	3	1
虐待種別	身体的虐待	3	7	4	7	1
	ネグレクト	1	1	0	0	0
	心理的虐待	4	5	3	2	0
	性的虐待	1	0	1	2	0
	経済的虐待	1	1	2	0	0
合計		8	11	7	9	1

(4) 外国人の人権

国籍・地域別外国人数 (市民課)

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ブラジル	1,377	1,483	1,514	1,670	1,717
中国	373	398	377	275	288
フィリピン	320	354	353	345	340
ペルー	315	338	345	357	373
韓国・朝鮮	234	223	210	205	192
ベトナム	392	570	663	708	918
その他	305	386	358	325	451
合計	3,316	3,752	3,820	3,885	4,279